

熊本史学 第九七号 二〇一三(平成二五)年二月

日本相撲司の成立

〔吉田司家の権威形成過程〕

内山幹生

日本相撲司の成立

〔吉田司家の權威形成過程〕

内山幹生

〔目次〕

はじめに

一 相撲故実家元の登場

1 相撲渡世集団と吉田司家

2 相撲節会と行司の家

二 寛政三年の将軍上覧相撲

1 吉田追風登用について諸説

2 上覧相撲の展開

三 京都五條家との確執

1 江戸相撲会所の相撲検分願と小野川問題

2 阿武松横網免許につき五條家より察討

3 五條家察討後の混乱

四 吉田家の反撃と權威確立

1 稲妻横網免許につき吉田家より察討

2 五條家より阿武松へ横網免許につき

吉田家より察討

3 細川家中の課題認識と戦略

おわりに

はじめに

相撲は日本の国技であり、そのため、東京における常設の相撲興行場は、「国技館」と呼ばれている。巷間では、そう信じて疑わない。しかし、「日本の国技」なる位置づけは、どの程度の妥当性をもっているのか。その実態は、明治四二年（一九〇九）、両国国技館が完成をみるころ、

相撲は日本の国技であるとする考え方が提唱されたからにすぎないという。風見 明によれば、「両国国技館」なる名付けを提案したのは、明治年間に活躍した元大関大戸平廣吉である。彼は現役引退後、師匠の後を継ぎ、三代目年寄尾車となり、両国に建設される相撲常設館の建設委員になっていた。

尾車は、江見水菴の執筆した開館式案内文中の「国技」に注目し、時の常設館委員会委員長板垣退助に、「両国国技館」の名称を提案し、賛同を得たのである。ところで本稿は、相撲が日本の国技か否かを問題にしているのではない。大相撲は、近世以降、今現在に至るまで、国技と呼ばれるほどの伝統と格式を備え、豊かな儀式性を具備しているかにもえる。興行としての勸進相撲に、伝統と格式を与えて継続させたのが、「本朝相撲司御行司」を標榜する、熊本藩士で歴代の吉田家当主であった。

相撲は、神事や芸能・武道としての側面があるといわれ、現代の大相撲においても伝統的儀式を伴い、その一連の興行形態そのものが、高度に様式化し洗練されたものとなっている。それは、力士や行司の所作および装束などに顕著で、それを体感しようと思えば、両国国技館やその他の都市でおこなわれる本場所に一日身を置くと、力士や行司が定まった作法にのっとり、肅々と取組を運

んでいることがわかる。この巧妙に象徴化された原点は、相撲故実の家元、吉田家の勸進相撲参画から始まったとみてよいだろう。

近世吉田家がかかわった、三都の勸進相撲における一連の動向は、関係者が意図するとしないとに拘わらず、公儀を含む武家と公家まで巻き込んだ相撲故実家元の形成作業であった。吉田家が家職と主張する「本朝相撲司御行司」の権威確立は、徳川將軍上覧の大舞台を経て、大きく前進する。これは、吉田家のみ了簡でどうなるものでもなかった。西南の大藩、熊本藩における吉田家擁立の意向が大きく反映していたことは間違いない、その意味では、高度に政治的な出来事であったといえる。

文政年間、京都の公家五條家と吉田家の間には、相撲故実の家元を主張する家同士の対立が発生している。熊本藩士吉田善左衛門（追風）とその同輩格である三都の留守居衆、国許諸役人の連携によってその解決が図られ、最終的には、「上」の威勢を以て五條家を屈服させ、本朝相撲司としての権威を揺るぎないものにした。よって、吉田家の相撲故実家元形成における二大画期、寛政三年の將軍上覧相撲登用と五條家との角逐に焦点を絞り、それらの推移に着眼して、権威の形成およびその確立過程を検証する。

なお、本稿では、局面によって吉田司家・吉田追風・吉田善左衛門あるいは単に吉田家、善左衛門を適宜使い分け、特に必要な場合は、一九代追風など、世代数を付けて表記した。

※本稿は、主として熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵の藩政史料中、將軍上覧相撲・吉田追風相撲故実一件等を含む相撲関連文書および先行研究の成果をもとに起稿した。したがって、五條家と吉田家所蔵の関連史料と比較対照ないしは検証をしないまま、本稿を起すことにつき、いささか片手落ちの感は否めない。

しかし、永青文庫所蔵の関連史料数十点は、江戸・大坂の相撲関係者、江戸留守居・京都留守居・国許の右筆衆・奉行衆・吉田追風、さらには相手方五條家の雑掌衆、加えて京都・大坂の町奉行所役人や幕府の諸関係機関などからの書簡等を筆写し、合綴したものが大部分を占めている。そのため、これらの史料群は、当事者総覧の趣もあって、案文等多数存在し、生々しい角逐の様子が窺える。客観性は高いとおもわれ、本稿執筆の中心軸とした。

一 相撲故実家元の登場

1 相撲渡世集団と吉田司家

吉田家由緒書によれば、同家は聖武天皇神龜年中より御行司に定められた家という。筆者はこの件について、確たる判断を示す根拠を持ち合わせていない。その後、一五代吉田追風の代、万治年間（一六五八―一六六一）に至って、主家たる二條家に暇を願い、了承されて後、熊本細川家に仕官したという。細川家京屋敷と二條家との交流が契機とみられるが、その折の経緯は、わずかに一―二行程度の紙幅を要するのみで、詳らかではない。同家由緒書にもあるとおり、承久の乱以降、多くの朝廷儀式が廃絶したことは事実で、古代以来の儀礼・行事の内、徐々に形骸化して実態を失ったものも多かった。元日の節会・七草の節会・白馬の節会・左義長など、生活に密着した世俗的な儀式は残存したものの、「相撲節会」など、そうでないものが廃絶したとみられる。

近世初期、寛永・正保の時代相は、殺伐とした戦国の遺風と、新しい秩序の相克する過渡期とみられ、その後の元禄を中心とする前後まで、その痕跡をとどめていたと思われる。慶長年間末期、江戸のみならず、拡大を続ける大坂・京都でも浪人の激増がみられたが、両度にわ

たる大坂の陣、その後の島原の乱によって彼ら浪人の希望は絶たれ、その多くは江戸・大坂へ流入し、無頼の徒と化す者も珍しくなかった。

このような世相から、近世初期より中期にかけて、江戸市中では、相撲を以て渡世とする集団が、一部の侠客や無法者の隠れ場所・逃避の場となっていたことを否定できないだろう。大都市のそこかしこで発生するのは、彼らの失業と生活の問題である。諸侯への仕官が叶わず、大都市へ集中した浪人の幾分かは、人入れ稼業を経由して日雇人足や中間などの武家奉公人となった。さらにまた一部は、力士となる者や侠客になる者もあり、その侠客の元に転がり込む浪人や力士崩れも少なくない。力自慢の失業者が、生計の一途に相撲年寄へ入門するのは、ごく自然なことであった。

相撲見物に行つて喧嘩となり、死人が出るなどということは、今日では想像もできない。しかし、これは事実であり、江戸市民は、プロの力士が競う勳進相撲のほか、町の辻々で行われた辻相撲に熱中した。もちろん、ここでも喧嘩口論は日常的に発生している。勝敗をめぐる争論や賭にまつわるいざこざから、しばしば喧嘩が発生するとなれば、秩序紊乱の温床として、幕府が禁令を發布して取り締まらなければならぬ事態が、少なからず起

こつていた。^③有名などころでは、文化二年（一八〇五）、町火消し「め組」の鳶職と江戸相撲の力士の乱闘事件がある。この事件は、歌舞伎や講談の演目にも取り上げられ「神明恵和合取組」（通称「め組の喧嘩」）は、平成の今日においても、毎年必ず上演される人気の出し物となっている。

近世における吉田家は、本朝相撲司御行司を自認し、江戸相撲の力士・行司がすべて門弟となつた頃より、吉田司家と呼ばれるようになった。高壱利彦は、「日本の社会史」第三卷「権威と支配」の中で、相撲渡世集団に相撲故実が備わる時期を、寛延二年（一七四九）、木村庄之助と式守五太夫の熊本藩士吉田善左衛門への入門にあるという。吉田家が本朝相撲司として君臨し、その権威が公儀にも承認されるきっかけとなつた寛政三年度將軍上覧相撲の一件を、同家の権威形成の大前提として把握しておく必要がある。名実ともに日本相撲司を名乗る契機となつた出来事で、吉田家中興の祖ともいふべき一九代吉田追風のとときである。

2 相撲節会と行司の家

職業力士団の発生と相撲節会には、密接な関係性があ

る。朝廷儀式における七月七日の「相撲節会」は、一月一七日の射礼、五月五日の騎射と並び、三度節の一角を占める重要な儀式であった。相撲節会に際しては、「相撲司」(すまひのつかさ)なる専門官制が置かれ、従三位以上の高官、公卿が任命された。古くは、諸国の郡司に対し力士の貢進が勅命されたが、後には、天皇の「召仰」を受けた上卿を経て、近衛府より相撲使が諸国に派遣された。国司はこれを受け、相撲人を選定し、節会の前月までに入京させなければならなかった。

集められた相撲人(力士)は、左右の衛門府に配属され、稽古に励んだ。『延喜式』卷十一太政官の項および同卷十二中務省、同卷二十一雅楽寮の記述等によると、相撲節会では、左右に伶官を配置し、雅楽・舞楽が奏され、勝者には「乱声」(らんじょう)を發し、右陣營が勝れば右方舞「納蘇利」、左陣營が勝つと左方舞「拔頭」や「陵王」が奏される作法であった。

すべての勝負が終わると、勝った方の近衛大将(左大将、右大将いずれか)は相撲関係者を自邸に招き慰労の祝宴を催した。約一ヶ月にわたる相撲節会が終了すると、相撲人の中には、故郷へ帰らず、寺社や公家の相撲行事に出仕して職業的な力士になっていく者もあった。また、真偽不明であるものの、この節会において相撲式を指導

し、行司の始祖とされる人物が志賀清林である。志賀家は、彼の死後も代々行司の家を務めていたという。その後、相撲節会の中断とともに、その家も断絶したとされる。

志賀家が途絶えた後、同家に受け継がれてきた故実や伝書は、吉田家初代吉田豊後守家次に受け継がれたという。相撲節会は、平安中期以降、「相撲召合」と呼ばれて規模が縮小され、保元三年(一一五八)と承安四年(一一七四)を最後に、廃絶したといわれている。吉田家由緒書によると、文治二年(一一八六)に至って、一時的に再興が図られる。しかし行司を勤められる者もおらず、世間に広く人材をもとめた時、目にとまった者が当時越前国にあった吉田司家初代、吉田豊後守であった。この経緯を同由緒書は次のように記す。

【史料一】

一後鳥羽院文治年中相撲之節會再可被行処、志賀家依断絶御行司可相勤者無之普御尋有之、私先祖吉田豊後守家次と申者越前国二罷在、志賀家之故実傳來仕之旨達叡聞、被叙五位名を追風と賜り、朝廷御相撲之司御行司之家と可被定置旨承勅命、此時召合二用候木劍獅子王之御团扇を賜り、其以來代々相撲之節會之御式相勤候処、承久之兵乱之砌より又候節會中

絶仕候、

承久三年（一二二二）に勃発した承久の乱以降、相撲節会は、ほぼ廃絶の状況にあったとされるが、代わって勃興した武士階級において、相撲は武士のたしなみ、「武芸」として盛んに奨励され、熱中の様子も多く記録されている。鎌倉幕府の事績を記した、『吾妻鏡』のデータベースで「相撲」を検索すると、一〇〇件を超える該当箇所が見いだされ、鎌倉政権下における相撲への強い関心が垣間見える。相撲は、武士の技能として、鎌倉期以降も武家の手中に受け継がれていたのである。

相撲は、社会的安定がもたらされるに従い、武家の独占物ではなくなり、近世に入ると、三都の中で辻相撲を生業とする者や、大名家に召し抱えられる者まであらわれてくる。職業力士の集団が形成され、行司の家も諸国に出現し、当初は社寺の修築や営繕費用の募集活動、いわゆる勸進相撲名目で相撲興行を開催していた。諸説あるが、その一説では、正保二年（一六四五）山城国愛宕郡光福寺、宗圓和尚による鎮守社再建の勸進相撲が濫觴といわれている。近世中期にさしかかると、募財の目的は次第に薄れ、営利目的の興行となるが、「勸進」の二字は、そのまま残っていった。寄進をしない形での勸進相撲興行が解禁されたのは、大坂堀江和光寺境内での興

行とされており、元禄一五年（一七〇二）のことであった。

二 寛政三年の將軍上覧相撲

1 吉田追風登用についての諸説

寛政年間には、三年（一七九二）と六年、両度にわたり將軍家斉を迎えて上覧相撲が挙行された。特に注目すべきは、徳川將軍家初の公式上覧相撲たる寛政三年の分である。この上覧相撲開催意義の第一は、相撲渡世の者たちに由緒格式が公認されたことを挙げなければならない。それまでの相撲集団は、技芸を以て生業とする一団であり、小屋掛け芝居で渡世する者たちと同質にみられていた。当時、庶民の娯楽として定着していた勸進相撲興行であったが、その社会的地位は、観客の振る舞いと相まって高いとはいえず、下賤視されていたといつてよい。上覧相撲以前より、江戸相撲年寄を中心として、格式や正当性を得ようとする動きはあった。

吉田家と江戸・大坂・京都、三都の職業相撲集団とは、寛政三年の上覧相撲以前より深い繋がりがあった。一例をあげると、寛延二年（一七四九）、五代目木村庄之助と式守伊之助は、吉田追風に相撲故実弟子入りをして、免

許状を受けている。上覧相撲以前より、相撲故実門弟となった三都の相撲関係者は少なくない。こうした家元・弟子の關係から、江戸相撲会所は、上覧相撲に際し、幕府へ吉田追風を故実指導者および最高指揮者として登用を願ったのである。

吉田追風の登用には曲折もあつたが、最終的には相撲会所の思惑通りとなつた。將軍上覧により、相撲集団は一通りの故実と格式を得て、社会的地位を高めることに成功する。一方の吉田家は、自ら唱える「本朝相撲司御行司」の名目と実質を手中にし、江戸・大坂・京都の職業相撲集団を従える相撲故実の家元たる地位を確立する。寛政三年度、將軍上覧相撲における吉田追風登用までの経緯を、先行研究の成果を援用しながら簡単に整理しておく。

宮本徳三は、その著書「力士漂泊」で、上覧相撲の政治性について述べている。かつて天皇の主催でおこなわれていた相撲節会を、上覧相撲として將軍主催の形をもつて復活させることで、時の最高権力者が朝廷より幕府へ移行したことを誇示する場であつたという。この上覧相撲の実質的推進者は熊本の細川家であり、その家臣、吉田家一九代善左衛門の意見具申を容れていたとする。しかし幕府は、勸進相撲の規式で上覧相撲を執りおこなう

よう江戸相撲会所に命じており、当初吉田善左衛門の上覧相撲登用を黙殺し続けた経緯もあつて、相撲節会の復活を意図していた形跡はない。

また、高埜利彦は、「幕藩体制における家職と権威」で、上覧相撲の意義について言及し、相撲が家職として成立した重要な催事であつたと指摘する。相撲年寄らは、上覧相撲を挙行したいと申請し、寛政三年將軍家斉のときに初めて実現した。幕府は、その企画の当初、勸進相撲興行団体として主導的立場にあつた相撲会所に総指揮を命じる。しかし、上覧相撲に相応するだけの定まった作法、すなわち規式を持たなかつた相撲会所は、相撲の故実を有し、かねてより「相撲司」を自認していた吉田家を頼つたとする。吉田善左衛門が上覧相撲に登用されたことで、相撲は吉田家の家職として幕府に公認されたとの見解を示し、相撲渡世集団に権威と格式を与えたと評価した。

また、講演録「相撲の社会史」で、幕府は相撲年寄たちに興行独占権を与え、相撲渡世集団に恩恵を与えたが、これには狙いがあつたとする。すなわち寛政一〇年の触にみられるように、関東を中心とした在方の風俗取締政策の一環であつたと位置づけ、幕府は相撲年寄に興行特権を与え、在方の弟子たちを統制させた。一方では、関八州の博徒・無宿取締のために彼らが集まつてくる在方の

相撲興行を嚴重に相撲年寄の管轄下におく意図をもつていたと主張する。

幕府における勸進相撲集団の認知、社会的位置づけの確立といった視角より、上覧相撲の意味を考えたのは、新田一郎である。「相撲の歴史」において、將軍が上覧相撲をおこなうに際して、多くの相撲取を抱える諸藩ではなく、勸進相撲を取り仕切る相撲年寄たちに命令を下したことに注目し、幕府が勸進相撲興行集団を相撲の統括組織として認知したとする。かつては、武士に抱えられていた相撲取以外は認めなかった幕府が、京・大坂に関しては元禄年間以降、江戸については寛保年間以降勸進興行を容認する方向に転じたという。上覧相撲以後、勸進相撲集団を、相撲という技芸をになう正統な存在として認知したと述べる。

木梨雅子は、「寛政の上覧相撲の開催経緯について」において、上覧相撲は実質的に相撲会所において担われた勸進相撲でありながら、かつての相撲節会の復活として実施されたとする立場をとる。しかし、当時の南町奉行所が、一度として相撲節会の法式に沿った上覧相撲とするよう指示したことはないという。上覧相撲が相撲節会の復活となったのは、吉田善左衛門の登用に伴い、相撲節会以来の「相撲司」を標榜する、吉田の由緒が承認さ

れた結果であるとする。

吉田善左衛門の由緒は寛政元年以来、幕府では黙殺されていた。したがって、同人の由緒が認められた上覧相撲は、相撲会所が吉田体制を披露し、それに対する幕府の公認を取りつけたことを表明する場になったと評価する。さらに、寛政三年の上覧相撲の開催経緯は、相撲会所という勸進相撲興行団体が、幕府の意向に巧みに便乗して權威を獲得し、体制化を達成するに至った一つの経緯でもあったと結論づけた。

以上四人の言説は、寛政三年の上覧相撲を理解するうえで、代表的なメッセージといつてよいだろう。その共通する部分は、強弱こそあるが、このときの上覧相撲を契機として、吉田善左衛門追風の本朝相撲司としての權威が確立したとする点である。

2 上覧相撲の展開

i 相撲会所は幕府に吉田善左衛門登用を願う。

寛政三年（一七九一）六月一日の將軍上覧相撲については、多くの史料が残されている。本稿では、国立国会図書館蔵「於吹上御庭相撲上覧二付取扱一件」と、熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵「於吹上相撲上覧有之

吉田善左衛門被差出一件書拔」を扱^二り所として、吉田司家の本朝相撲司たる位置を鮮明にした、「上覧相撲」展開の顛末を整理しておく。

寛政三年五月二〇日、南町奉行池田長恵は、上覧会場を吹上御庭に定め、同日相撲会所年寄鍛山喜平次に奉行所への出頭を命じている。このとき相撲会所は、四月二日より両国回向院境内において勸進大相撲興行中で、鍛山はその勸進元をつとめていた。翌二一日、鍛山は差添の伊勢ノ海村右衛門と共に南町奉行所に参上し、池田奉行より上覧相撲開催の内意を告げられる。二二日には、留意すべき全七ヶ条からなる「心覚」を提示された。その主旨は、上覧相撲に向けた力士の管理および会場設営を相撲会所に委ねる意向であったからにはかならない。各条を整理しておく。

①現在江戸興行に集まっている相撲取を解散しないこと。

②上覧相撲に出場させる相撲取を東西に分け報告せよ。

③相撲場の四隅に立てる四本柱・水引幕の配置・土俵の築き方につき、説明絵図のほかに入用品の見積書を提出せよ。

④相撲式の実施要領を報告せよ。

⑤上覧相撲用として、贅沢なまわしは使用を禁止す

る。

⑥相撲関係者が上覧相撲の権威をたてにして、粗暴な振る舞いが無いように統制すること。

⑦前の六項目はみだりに口外しないこと。

心覚七ヶ条によって示された事項につき、相撲会所は五月二四日、奉行所に対して一連の報告をおこなうが、第四項目の「相撲式」の件は報告していない。幕府側は、上覧相撲の内意を通達した時点で、勸進相撲興行の作法に基づいて実施するよう指示していたと思われる。南町奉行は、五月二五日、相撲会所に対して第四項目の部分について早期の報告を命じ、今回の上覧相撲は勸進相撲の作法によっておこなうよう正式に達し、相撲式については、寛政元年（一七八九）一月の先例により実施するように命じた。

これに対し、勸進元の年寄鍛山は、「故実式に就いては細川越中守御家来吉田善左衛門と申す仁、相撲行事之家故御尋遊はされるべき」と返答し、細川家中吉田善左衛門による相撲式の実施を願い出る。五月二六日、南町奉行所からの督促を受け、鍛山と伊勢ノ海は奉行所に参上し、相撲式の実施要領を報告した上で、寛政元年の勸進相撲の法式に固執する南町奉行所に対し、五月二四日におこなった一連の報告が寛政元年と同様の法式であること

も言上した。これらによって、南町奉行は、正式に上覧相撲開催を相撲会所に通知した。南町奉行が、相撲会所からの吉田善左衛門登用要請に応じなかつたのは、幕府が寛政元年一月の勸進相撲にもとづき、上覧相撲を実施しようとしていたからにはかならない。

これらの動きに対し、江戸相撲会所は仕切り直しを開始する。綴山ほか年寄衆は、即日、「何卒善左衛門に申し下し置かれたし」と、なおも吉田による相撲式を懇願した。この対立の背景をみておこう。幕府のいう寛政元年の勸進相撲とは、同年一月一日より江戸深川富岡八幡宮で開催された興行を指す。その期間中、江戸在勤中の一九代吉田善左衛門の屋敷において、相撲会所年寄ほかの立会で谷風梶之助と小野川喜三郎両名に横綱が免許された。

もつとも、現在日本相撲協会では、寛政三年の上覧相撲による披露を重視して、同年を横綱免許年としている。和歌森太郎によると、この時、吉田善左衛門は、相撲の家として高名であった京都の公家五條家の代理人たる「目代」を称していたが、同家への事前通知はなかつたという。この時期、吉田家専決とみられる横綱免許は、相撲会所において吉田家の体制が整っていたことを示す。吉田善左衛門と相撲会所は、上覧相撲において將軍の面

前で横綱を伝授して両力士を披露し、相撲式を執りおこなうことで格式を添えようとしたのであり、それはまた、吉田家自身の権威づけにもなることであつた。

深川富岡八幡社における勸進相撲のとき、相撲会所は、善左衛門の意向を受け、横綱披露と相撲式実施の許可を寺社奉行に願ひ出していた。しかし寺社奉行の対応は、「先例出候儀もしかと致さず」とし、「興行の場へ差し出され候儀は御見合わせ候」と、却下されてしまふ。この事態を受け相撲会所は、善左衛門の場所臨席を取りやめ、寛政元年一月二六日、「横綱伝授の儀は木村庄之助罷越善左衛門の宅に於て右伝授免状とも申受け候、之に依て右様披露仕り度」と代替案を提出している。

幕府は、相撲会所より申請された代替案を聞き届け、一月二九日には木村庄之助による横綱伝授と相撲式が、通常の取組に加えておこなわれ、谷風・小野川両横綱が披露された。この寛政元年一月場所こそ、南町奉行所が上覧相撲のひな形として指定した勸進相撲である。その翌日以降より、連日土俵入りがおこなわれ、興行収入増加に貢献したことはいうまでもない。

ii 幕府は吉田善左衛門を閉却。

相撲会所は、上覧相撲準備の段階で、「相撲之儀は古来

禁庭節会之祭事、相勤來候」とし、善左衛門が「司之儀に候故、私共為にも何卒吉田善左衛門を召し出され」るようにと、吉田善左衛門の登用を要請している。このことは、朝廷における相撲節会の祭事を勤めてきた吉田善左衛門が、相撲関係者を束ねる「相撲司」の立場にあることを主張し、上覧相撲の相撲式への登用を願っていたことにほかならない。相撲会所側の主張は、幕府にとって既知の内容であった。寛政元年一月、横綱披露問題が発生した際に、幕府へ、「吉田家由緒書」を提出していたからである。

吉田善左衛門は、この由緒書において、往古、吉田家が朝廷より相撲司行司の家たる勅命を受け、「追風」なる行司名を賜っていることを主張する。相撲会所は、このことを全面的に支持し、先例主義をとる幕府に対し、吉田家は代々相撲節会の御式を勤めてきた旧例を持つことを言い立て、吉田家が、相撲式をもって全国の行司・力士の頂点に立つべきと考えていた。

吉田家が対外的に相撲司を標榜するようになった時期は、寛延二年（一七四九）もしくはそれ以前とみられる。この年、勸進相撲行司の五代目木村庄之助と初代伊勢ノ海から行司に転向した式守伊之助が、吉田善左衛門の門弟となった。その際、兩名に与えた免許状の中で自らを

「本朝相撲司」と称している。

【史料二】

免許状

無事之唐团扇、并紅緒、方屋之内上草履之事免之候、可有受用候、仍免許如件、

寛延二年巳八月

本朝相撲司御行司

江府 木村庄之助殿

十六代吉田追風 印

五代目木村庄之助は、弟子入りの後、江戸勸進相撲で筆頭行司となり、伊勢ノ海も勸進元を務め、江戸相撲会所で大きな勢力となっていた。吉田追風（善左衛門）への入門は、相撲会所内で権威をもって受けとめられ、この後も代々の木村庄之助と式守伊之助が、共に入門するようになる。相撲会所が吉田善左衛門を上覧相撲の相撲司に推挙した背景の一つには、この師弟関係が大きく作用していたとみなければならぬ。

寛政元年（一七八九）、谷風・小野川の横綱披露問題の際、興行収益の観点より吉田追風の登用を断念した相撲会所であったが、上覧相撲への登用拒否は、幕府が追風を黙殺したことを意味する。しかもそのことは、幕府が吉田追風を指導者とする相撲会所の枠組みを承認していないことをも暗示していた。その証拠に、横綱披露問題が発生したとき、勸進相撲に出座した先例のないことを理

由に、吉田追風の登用願は却下された。一方、木村庄之助は寛延二年に追風の門弟となつた後、勸進相撲の筆頭行司として活躍している。庄之助は、筆頭行司として多くの実績を積んでおり、先例を重視する幕府にとって、登用しやすい状況にあつた。

ここで問題となるのが、「吉田家由緒書」である。吉田家の由緒書は、上覧相撲関連や五條家との察計問題関連史料の中に、綴り込みもしくは引用のかたちで数多く存在している。松浦静山「甲子夜話」や、内藤弥一郎「故実挿入谷風叢話」などにも、ほぼオリジナルそのままに孫引きされており、どういうわけか、広く知れ渡つていた。偽書とする所説もあり、同時代においても本由緒書の信頼性を論じた文献がある。文政二年（一八一九）、喜多村信節は「嬉遊笑覧」で、「其始祖とする吉田清林を相撲の行司に定めらる、事正史に所見なし」とし、さらに野見宿禰の末孫という部分も、「古への書付その事は見えず虚談多く流布せりと見ゆ」とも記述している。

幕府も当初より疑念を感じていたとみられ、吉田家および由緒書については閑却の姿勢を貫いている。また、最近においても、同由緒の信頼性を論じた文献は少なくない。新田一郎は「相撲の歴史」の中で、家伝のうち大部分は受け入れがたいとした。また、高塾利彦も自著で、

次の疑問点を示した。

①家祖とみられる志賀清林の内容につき、享保年間になつた木村守直の「相撲伝書」に依拠したと述べている。すなわち享保期以前は吉田家独自の故実がなかつたことをうかがわせ、中世以来の家柄の古さに疑問。

②吉田家先祖は元々木曾義仲の旗下であつたが、越前国に退いてるところを、文治年間に朝廷に召し出され、日本相撲の司御行司の勅命を得たとする点。

③承久の乱勃発後に相撲節会が途絶したとの主張。

④正親町院永祿年間に相撲節会が復活したものの、吉田家一五代当主の時に自然途絶したとする部分。

⑤元亀年間に二條関白より相撲司の証として行司装束を拝領したという主張は確かめようがない。吉田家が日本相撲の作法に二流あることを認め、他の行司家とその礼法・故実を認めたくうえで吉田一流こそ正当であると主張するために二條関白を持ち出したとの疑念。

これらの疑問点については、「古事類苑」武技部ほかと丁寧に参照することで、その大半を明らかにできると思われるが、本稿の論旨と関係ないので割愛する。

永青文庫所蔵の吉田司家に関連する文書中、「相撲吉田

事二付て公邊え可被仰達哉之旨御国許より申来候一件」
は、^{三六}国許と江戸藩邸を往復した書簡を分類・整理後、書
写した綴りである。江戸町奉行筒井伊賀守へ提出された
二通の書付も含まれており、内一通は、二〇代吉田善左
衛門（追風）の署名になる由緒書で、その中に二條関白
晴良とのかかわりを示す部分がある。

【史料三】^{三七}

一元龟年中二條関白晴良公より日本相撲之作法無二流旨
にて、一味清風と御書記有之候御团扇并烏帽子狩衣
袴唐衣四幅袴被下置、天正年中信長公秀吉公相撲御
興行之節々罷出相勤申候、東照官御代慶長年中於駿
府度々御相撲之式相勤申候、

右由緒書中の内容を、他の史料に捜すことは困難であ
る。二條家ゆかりの堂上方の話として、勅命は二條関白
より口頭で伝えられるといい、もともと証拠としては漠
たるものがある。江戸幕府がほとんど黙殺したのも、理
由なしとしない。

iii 上覧相撲の延期から善左衛門の登用へ、

上覧相撲開催を相撲会所に通達した翌二七日、南町奉
行所は準備に日数を要する土俵設営に取り掛かった。検
分のため相撲会所側からは、鍛山・伊勢ノ海・木村庄之

助らが出席し、幕府からは奉行池田永恵・上覧御目付二
名・若年寄井伊直朗が幕閣重臣を代表する上覧相撲掛とし
て同席した。設営は鍛山が寛政三年五月四日に提出した
図面に従って実施される予定であったが、この席上、井
伊直朗が土俵の四隅に立てる四本柱について、勧進相撲
の定式より高く立てるべきであると異議を唱えた。これ
は、井伊直朗が通常の勧進相撲と異なる「上覧相撲」で
あるため、より高い格式を望んだからとみられる。その
ため、当日の設営は中止され、鍛山らは対応協議のため
翌日までの猶予を願って出直しを図った。

土俵設営は五月二十九日に再開された。これは井伊直朗
の意向を受け入れたものではない。設営のために手配し
ていた人夫や役人は、五月二七日より待機させたままで
あり、設営を急ぐ奉行所の意向で再開されたのである。
井伊には南町奉行所より理解をもとめる書状が出され、
その内容は、上覧相撲に格式を添えるものとして相撲式
があることを説明したものであり、相撲式の次第を記し、
現状のまま準備を進めても上覧相撲の格式に瑕疵のないこ
とを伝えている。

六月一日、土俵と四本柱の設置は完了する。翌々日、
木村庄之助が務める相撲式次第が書き上げられ、準備が
整った。しかし四日になると、奉行所は五日に迫ってい

た將軍上覧の延期通知を相撲会所へ伝えてきた。驚いた鍛山と伊勢ノ海は、その日の夕刻、奉行所へ出頭し、折から深川富岡八幡宮で興行中であつた勸進相撲を休止する旨を伝え、早期の上覧相撲開催を迫る。この延期の原因は、柱の高さの問題で、南町奉行所の説得に対して若年寄井伊直明が同意していなかつたからである。

六月五日、南町奉行所は鍛山と伊勢ノ海を召し出し、上覧相撲を六月一日に開催すること、四本柱を築き直すこと、相撲式を木村庄之助でおこなうことを伝えた。これに対し、伊勢ノ海は再度吉田追風による相撲式の実施を願ひ出る。南町奉行所が將軍上覧にふさわしい格式を望んでいることを押さえ、吉田追風は本朝相撲司であること、一方の木村庄之助は町人身分であることを言上した。しかし、南町奉行所は吉田善左衛門による相撲式の実施を改めて否定する。吉田の登用について、幕府の対応は、この段階まで黙殺の姿勢で、いかにも硬直的にみえる。

翌日、幕府では吉田善左衛門について吟味を開始し、寛政元年に提出された吉田家由緒書の検討に入った。その結果、伊勢ノ海・木村庄之助いずれも吉田追風の門弟であること、伊勢ノ海と木村庄之助両名が相撲の弟子取、行司の弟子取をおこなっていることも追風の許可を得ての

ことなどが判明した。さらに、木村庄之助以下の行司は常時帯刀しているが、いずれも町人身分であること、谷風と小野川に横綱を免許したのも吉田追風であつたことが明らかになつた。この結果、吉田追風による相撲式の実施が、格式においてまさることが確認されたのである。

寛政三年六月一〇日、老中戸田氏教は、吉田善左衛門に相撲上覧当日の行事を務めること、また、善左衛門の主張する相撲式法に従つて土俵を築き直すよう命じた。この知らせは、六月一〇日の暮れ六つに相撲会所にもたらされている。しかし善左衛門は、屋根・四本柱・土俵の築直しを要求する幕府に対し、急な指図であり受けかねるとして拒否の姿勢をみせるが、要求を容れる交換条件三点を提示した。

① 四本柱に巻き付ける絹水引と注連繩を吉田家のものと交換する。

② 上覧相撲最後の取組、すなわち横綱同士の取組のみ、善左衛門が行司を勤める。

③ 相撲式は善左衛門が勤める。

幕府当局においても、上覧相撲日を明日にひかえ、將軍家斉にも当然その事情は通じていたはずである。否応もなく承諾のほかはない。かくして、一九代吉田追風は、自身の標榜する相撲節会以来の相撲司たる由緒を、幕府

によつて承認され、権威固めの階梯を一気に駆け上つた。その後、上覧相撲で強固な基礎が作られたかにもえた相撲規式の運用が、化政期には、三都の職業相撲団において自己修復不能となるような事態にまで乱れてしまふ。当時の勸進相撲界における、故実運用・規式の制度疲労ともいふべき経年変化が起つていたのである。

三 京都五條家との確執

1 江戸相撲会所の相撲検分願と小野川問題

寛政元年（一七八九）秋、江戸相撲会所の主立つた面々は、吉田善左衛門（追風）の江戸出府を聞きつけ、折から深川八幡社において本場所興行中の一日を利用し、場所中の検分を願いたい旨、熊本藩江戸留守居へ申し出た。彼らは近年の勸進相撲において、相撲の作法と行司の「式」が乱れていると感じていたのである。相撲年寄と頭取行事の考えている「式」とは、相撲興行進行上の儀式的要素全般と抛るべき規式を指すとみられ、そのことが猥りになった今、相撲渡世上の見通しに危機感を覚えている一挙であつた。以下に関連史料を掲げる。

【史料四】⁽¹⁾

奉願口上之覚

年々於御當地勸進相撲興行仕来候処、以前と違近年は其作法も取失ひ惣躰至て猥々間鋪事共多ク罷成、於私共も甚難儀仕候事数多御座候、依之先年も吉田善左衛門様御出府被成候節、相撲之作法并行司之式等御一覽被成下候様、度々相願候得共、一通り之儀相願候ては容易難被成御出由にて御一覽不被成下候、右之通にて押移来候得にては次第相撲作法行司之式とも猥相成、往々如何躰成行可申哉も難計、當惑仕候仕合御座候、然処幸當年善左衛門様又々御出府被成候御事ニ御座候へは、何卒相撲興行中一日御出被成下、相撲之作法行司之式共御一覽被成下候ハ、一躰之作法相正、往々繁昌可仕と難有仕合奉存候、何卒御憐憫之筋を以今度興行中御出被成下、相撲一躰之作法御一覽も被成下候ハ、私共家業往々相續キ、次第二繁昌可仕と難有奉存候、

右御相撲之儀は日数も繰々之儀ニ御座候得は、一日も早く御出被成下候様仕度奉願候、右之段宜様御執成被下置、何卒願之通被仰付被下候様奉願候、以上、

寛政元酉年十一月 木村庄之助 印

伊勢海村右衛門 印

浦風村右衛門 印

御相撲年寄

代 藤嶋甚助

御留守居様

御役所

右の願い出に対し、江戸留守居側では、江戸相撲の年寄・行司の中に、吉田の検分に不承知之者がいないか、再三にわたり確認したが、彼らは、「此節御入被下候得は家業繁昌仕候事二付、中々以不承知之者可有御座様無御座候」と回答し、全員が吉田追風の相撲検分を支持していることを伝えた。相撲年寄・行司らは、正しい相撲作法を得ることこそ、勸進相撲界の発展と繁昌につながると考えていたのである。

留守居方では、相撲会所からの申し出に対し、大事をとったのか同年十一月十七日、時の老中、松平越中守へ内慮伺の書付と吉田善左衛門家の由緒書を差し出している。この伺いに対する老中の回答は次の様なものであった。

通例之見物等二相越一覽致置候上にて、追て行司共え善悪等之事及談候類之儀二候ハ、勝手次第之儀、別段届ニも及間敷候、見分之致方等廉立候類之事ニも候ハ、何連寺社奉行え申達候て可受差図筋二候事、相撲作法の検分については、町奉行へ別段の届け出は

必要としないが、寺社奉行管轄下の場所でもあり、角を立てないように寺社奉行の指図を受けよという。この老中見解を受け、江戸留守居井上加左衛門は、老中へ奉った文書と同内容の伺いおよび由緒書を寺社奉行牧野備前守に持参する。深川八幡社での相撲興行中には間に合わなかったが、翌寛政二年（一七九〇）、寺社奉行からの回答を次に示す。

書面吉田善左衛門事、勸進相撲興行之節見分いたし故実相正し呉候様いたし度旨、行司共相願候付、興行中一日見分被差出度之旨、右は先例出候儀も耽と不致、其上勝負相等之故実正候事ハ興行之場所ニも限り申間敷、於事実差間候筋ハ有之間敷儀二付、興行之場所え被差出候儀ハ御見合候方と存候、

戊三月

相撲会所の年寄・行司中より、江戸御留守居方へ出された願い出については、「右由緒書之趣にては不残上方御取扱にて、関東御取扱之筋も相見不申候間、若其御地にて御沙汰有之時之ため別紙参通写差越入、御披見置申候」と、吉田善左衛門由緒書等一件書類添付のうえ、江戸留守居白杵少助・同井上加左衛門より京都留守居朝山齋之助に、寛政元年十一月二十九日付で申し送られた。

江戸相撲の年寄・行司・勸進元らが、自らの相撲興行

に、相撲故実が正しく適用されているか否か、吉田追風に検分を願ったのには、当時、江戸相撲界の置かれていた事情があった。すなわち相撲規式の乱れである。寛政三年上覧相撲の際、江戸相撲会所は吉田追風に指導・教育をもとめ、一時的に改善された。その後、同人の熊本帰参、さらに逝去したこともあり、次の二〇代吉田追風は、文政一一年（一八二八）当時、京都の公家五條家の影響下にある大坂・京都の勸進相撲関係者を批判して、次のような慷慨を記している。

近來於大坂相撲方之者共、私家より之免を受不申、剩細工行司杯と唱、我意之振舞法式を乱し致執行候者有之哉二相聞、相撲取共も自然と其風ニ被牽、私家之法式相用不申様ニ罷成候由、甚不届之至候、

吉田追風は、大坂の風潮が江戸相撲におよぶのは時間の問題と考えていた。寛政年中、先代追風のときは相撲年寄へ「掟」を申し渡し、それを守る旨の誓約書を取っていたが、その後四〇年あまりを経過して、当時の事情を知る者がいなくなったことを乱れの最大原因とする。また、相撲関係者の資質にも触れ、彼らは礼節を弁えておらず、いくら厳しく取り締まっても抑えることは困難ともいう。

先代吉田追風が相撲年寄に申し渡した「掟」とは、次

のような内容であった。

【史料五】

定

- 一 御公儀より御法度之趣堅ク相守可申候事、
- 一 喧嘩口論并酒狂など急度相慎可申候事、
- 一 此度頭取拾人を相極メ此上人数相増申間敷、右頭取中え申合、親子兄弟之交仕并難渋之節は右之者共申合熟談可仕事、
- 一 右頭取人数之内病氣ニて退役仕候節は頭取一統申合御願申上、御差図ヲ以テ退役仕候、猶又頭取自分勝手
- 一 次第二退役仕間敷事、
- 一 右頭取義ニ付、素人方より頭取差図受申間敷事、
- 一 右頭取役相勤候は之職分柄、悪敷者共相加申間敷事、
- 一 右頭取之内病氣ニて引候節、代り差入候節は人柄宜仁を見立、頭取中一統熟談仕申合候て御国元え御願申上、御差図を以右人別ニ相加へ可申候事、
- 一 何事ニよらず相撲之義ニ付候儀は御答申上、御差図相背申間敷候、
- 一 右之条々え被仰渡之趣慥ニ奉畏候、依之銘々印

形仕候処、左之通ニ御座候、

三芳野藤吉 印

呉服瀧右衛門 印

藤嶋政右衛門 印

揚羽清七 印

押尾川巻右衛門 印

三保ケ関喜八 印

陣幕長兵衛 印

嶋ヶ崎七兵衛 印

枝川藤八 印

小野川喜平次 印

行司 大坂

明和八年十二月 尺子一学

頭取 大坂

寛政五年四月 陣幕長兵衛

この八項目が、相撲の者の守るべき掟である。冒頭より二つの項目が力士に宛てられた部分であろう。公儀よりの御法度を守れと、一見漠然としているが、裏を返せば、相撲人にあらゆる法度筋を守らない振る舞いが少なくなかったことを示している。喧嘩・口論・酔狂を慎めとする部分と合わせれば、すべての禁止項目が該当するだろう。

職業相撲集団荒廃の背景には、大都市における社会問題の一つ、治安状況の悪化があった。江戸の場合、宝暦年間の前年から化政期に至るまで、無頼都市の一面は連

綿として継続していたのである。この時期、江戸では、特有の気風と時代の葛藤ともいふべき局面をむかえており、こうした社会情勢は、宝暦年間、すでに柴野栗山より將軍家治へ提出された、「上書」にもみることができ^(三)る。

吉田追風への検分依頼と前後する頃、寛政元年十一月、久留米藩有馬中務大輔より使者をもつて同藩御抱力士小野川喜三郎を吉田追風へ入門許可を願いたい旨の書類が提出されている。この時の久留米藩の意向は、入門すなわち横網免許の依頼でもあった。背後には、当然江戸相撲会所の年寄・勧進元の思惑が働いていたことは疑えない。場所検分とともに江戸における相撲興行に兆していた翳りを払拭する狙いがあった。横網の誕生は、現代でも待望されているように、寛政年間当時にあっても、相撲人気昂揚に強く作用したのである。

吉田追風は小野川の入門願を許可し、その後横網も免許した。ところがこの件につき、かねて京都において「相撲の家」を主張していた五條家より、雑掌窪田乾佑が、熊本藩京都留守居のもとへ談判にやってきた。窪田いわく、小野川は五條家の家来も同様であり、同家にことわりもなく横網を受けてしまったことで厳しく問い糾しているという。結局、小野川は吉田家より受けた横網と紫化粧廻しは返戻し、改めて五條家に横網着用免許を願ひ、

許可(しよこ)されている。

勅命によつて、「本朝相撲司御行司」を命じられたと主張する、吉田追風が理不尽であると怒つたのはいうまでもない。ところで吉田家は、「谷風棍之助小野川両人横網免許、善左衛門小屋え呼寄相濟、尤於馬場兩人相撲遂見分、其上ニて免許有之事」として、谷風と小野川に同時に横網を免許したが、谷風はなぜか糾問されていない。これは、谷風が江戸相撲の力士で、五條家が故実門弟と言ひ張るには無理があつたことによる。小野川は、大坂相撲が出发点であり、その後江戸相撲に合流し久留米藩御抱となつた。

純白の網に幣を垂らした横網は、吉田追風の考案とされている。類似の形態は他にもあり、能見正比古(三三)によると、黒白だんだら縞の網は五條家の創案(三三)という。化粧廻しの上に網を張つて土俵入りをおこなうことは、横網を免許された者の特権である。衆知のように、江戸時代、相撲の最高位は大関で、横網は名誉称号であり、関脇や大関の中の強豪力士に免許されていた。吉田家一九代、吉田追風が最初に免許した横網有資格者、谷風棍之助と小野川喜三郎も、共に関脇であつた。地位が上がるわけではないので、昇進ではなく、「免許」の語句が使用されている。

江戸・京都・大坂三都の勸進相撲興行は、従来、各々独自の力士集団を抱えておこなわれていたとみられていた。しかし最近の研究では、江戸・京都・大阪の相撲興行を、力士集団が定期的に移動して開催されてきたとする見解が支持を集めている。また、それは史料によつても証明できる。

【史料六】(三三)

(付紙)

諸国之相撲取共皆師匠へ有之、其師匠之手筋之頭取共ハ江戸京大坂二住居致候間、此頭取共を慕ひ候て罷越、其手に随ひ諸国を遍歴致候事之由、依て此頭取共え吉田之差繰受候様ニ御沙汰有之候ハ、日本国中之相撲取は承知仕候ものに有之候由、善左衛門物語仕候、

吉田善左衛門の語るところによれば、諸国の相撲取には、すべて師匠があり、その師匠の頭取達は江戸・京都・大坂に住まいしているので、彼らのもとへ赴き、その手口に随つて諸国を巡業するのだという。故に、この頭取共に吉田の差し繰りを受けさせるよう沙汰があれば、日本国中の相撲取は、それを受け入れるに相違なしとする。

四季の勸進相撲とは、江戸で二回、京都・大坂で各々一回宛ての開催を指す。四季勸進相撲以外の期間は、移

動期間を利用しての地方巡業である。これは全体ではなく、各師匠・頭取別、またはそのいくつかの集合体でおこなわれた。三都には各々の宿所もあって、定住地もないわけではないが、長期にわたる地方巡業の視角からは、漂泊する芸能者との捉え方もできるだろう。

2 阿武松横網免許につき五條家より察討

熊本藩々政文書中における相撲関連分は、その全貌確認は未済であるものの、書簡体裁・冊子体裁を併せて六〇点を超える。コアとなる部分には、一代將軍徳川家齊の時代に開催された、寛政三年（一七九二）・同六年、享和二年（一八〇二）、文政六年（一八二二）・同一三年の上覧相撲関連分などがある。また、二世代家慶の時に、天保一四年（一八四三）と嘉永二年（一八四九）に上覧相撲が催されたが、その折の史料は確認できていない。

これらの文書のうち、最多丁数（一五七丁）分が、「文政十年八月 吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様へ御届一件」である。京都の公家、五條家との確執にかかわる事項が網羅され、付された表題により、江戸町奉行のみではなく、京都町奉行・大坂町奉行の各々へも提出

されたことがわかる。本件史料の記述より、吉田家と五條家の相撲故実指導をめぐる覇権争いの全容をみておきたい。

本史料の表紙には、以下の文言が記されている。

文政十年八月

吉田善左衛門家筋之儀付て江戸

町御奉行様へ御届一件

附京大坂町御奉行様へも同断

一 阿武松え吉田家より横網差許稲妻え

五條家より紫化粧廻被差許候付て

五條家え御懸合等之儀共、

右文言の主旨は、以下の三点に要約される。一つは主タイトルで、二と三は、両家が共に主張する相撲司の立場から、互いが免許した事案に対し、異議を申し立てた経緯の詳述である。

一 吉田家の日本相撲司たる由緒。

二 吉田家発給の阿武松（おうのまつ）に対する横網

免許について五條家からの察討。

三 五條家が稲妻雷五郎に対して免許した「注連縄」

と「紫化粧廻し」につき、吉田家より五條家へ談

判。

文政十一年（一八二八）、大関阿武松は大坂場所中、吉

田追風より免許された横綱を張って土俵入りをおこなった。ところが五條家は、これに対し異議を唱え、場所中にもかかわらず横綱を取り上げてしまう。この事態を受けた吉田家は、当然のごとく五條家に応酬する。この次第については、吉田善左衛門署名入りの上書「御内意奉願口上之覚」に事こまかに記してある。その冒頭は、「私先祖吉田豊後守家次儀、相撲之故実傳來仕居候付、朝廷御相撲之司御行司之家と被定置旨蒙勅命候」と記されており、五條家の称する相撲故実伝承の家に真つ向から対立姿勢を明確にしている。

以下に、「御内意奉願口上之覚」より吉田追風の主張を紹介するが、長文であり、要約に留めておく。また、吉田家側からの反撃は、自ら五條家へダイレクトにおこなわれたものではない。主として京都留守居衆が前面に立ち、藩庁との協議をくり返しながら折衝を重ねたのである。由緒書以外で、吉田善左衛門署名入りの書付は少なく、留守居衆の脚色のないところで、一九代追風の見解がよくあらわれている。なお、「十一月」の日付から、文政一一年一月の文書とみられる。

〔吉田追風の主張要約〕

①吉田家先祖吉田豊後守は朝廷相撲司御行司の勅命を受ける。以来代々法式を伝え来たり、相撲の者共へ

の作法はすべて当家より申しつけている。当家より許容を受けずして日本國中相撲の執行は成り難い。最近大坂相撲の者共は当家の免許を受けず、細工行司などと唱え、我意のふるまいで法式を乱しているかに聞こえ、不届き千万である。

②江戸においても、その流弊が移り来るやも測り難い。詰まるところ、これらのことは、亡父以来数年江戸へ出ておらず、自然と相撲方の者共の心得方が猥りになった結果である。追々江戸へ出たい旨を希望したところ、昨年出府を命じられた。相撲方のことを聞き糾したところ、寛政年中亡父善左衛門より相撲年寄共へ掟を申し渡し、年寄共連印の誓約書を取っていたが、その当時の者共に存命の者がなく、次第に掟に背き、我意の取り捌きをするようになった。厳しく取り締まるよう命じたが、現状では個々人の力で祖法をもって抑えることは困難である。そのうえ、彼らは礼節を弁えない者共であり、吉田よりの申し付けを容れない時は家名の名折れであり、余儀なく公裁を願うほかはない。

③公裁となつては、御難題となり誠に恐れ入った次第となる。従つて、是迄の通り当家の家柄をもって相撲の者共へ、当家より申し渡した掟の趣旨に違背

しないよう言い聞かせたい。公迎御役方よりの御沙汰となれば、御威光をもつて取締ることとなる。江戸へ御内意を承ったところ、江戸町奉行筒井伊賀守様へ中川忠之丞名義で書を送り、相撲方の者共すべて吉田家の故実掟を前々のように守らせたい旨を伺ったところ、御聞き入れ下さり、相撲の者共へ掟を申し渡したところ、いずれも承諾した。

④その後、当家へ入門の者も数多くなり、中でも、松平大膳大夫様御抱えの相撲取阿武松緑之助と申す者へ横網を免許して貰いたい旨、同家御留守居をもつて内々に依頼があった。願の通り横網を許し、阿武松は大坂場所において横網を用いた。ところが五條家より察討の一拳があり、横網を取り上げられた由。しかし、彼の地の相撲頭取共が五條家に詫びを入れ、その結果、同家より改めて横網を免許されている。それだけではなく、京都・大坂の頭取共は稲妻雷五郎へ横網免許を願ひ、許されたという。

⑤横網とは、前々より至つて稀なるもので容易に免許していない。そのみならず、五條家より横網免許というのは、古来より聞いたこともなく、それなのに稲妻に免許されている。さらに、阿武松のことは当家より免許したところを御取り上げになり、改

めて免許されたということは、阿武松も当家より許した注連縄は用いなかったことになる。古来よりの仕来りも、今に至つてはこのようになって、名家の面目を失墜してしまつた。

この節、五條家より免許のことは、まったく新規のことで談判を考へているが、五條家の事情もあることで、京都留守居をもつて掛け合ひを願う。御返答の様子次第では、江戸において公迎の御役方へ江戸留守居より掛け合うことになる。吉田家の家名が立つようをお願いしたい。

そして、最後に、「御難題を奉恐此俣にて聞候ては、第一去年江戸町御奉行様え之御届書二も相違仕、且又、大膳大夫様御頼之儀二被對候ても、何共如何敷御座候間、五條様え御懸合之上私家筋古来より之仕来明白仕候様、偏二奉願候」と、締めくくつた。

阿武松は長州藩の御抱え力士で、寛政元年（一七八九）の谷風梶之助・小野川才助以来、文政十一年（一八二八）二月、吉田家が横網を免許した力士である。この阿武松への横網免許一件について、京都の公家、五條家より大坂相撲に対し察討（糾問）がなされており、事実上の吉田家察討でもあつた。五條家は、京都にあつて朝廷の相撲司を務めていたと自称する家である。このころ五條家

は、吉田家による阿武松への横綱免許時期と前後して、同年七月、稲妻雷五郎へ横綱と同義の「注連縄」と「紫化粧廻し」の着用を免許している。吉田善左衛門は、後にこの事実に対し、五條家察討の反撃を試み、談判におよぶ。

森 将曹
窪田乾祐
前田主殿

大坂相撲頭取中

②免許状・

證

一紫化粧廻し

一注連縄

右今度依願被下之、仍て證状如件

文政十一戊子年七月 五條殿役所

稲妻雷五郎殿

③目録・

折紙

紫化粧廻し注連縄等證状被下之、

武邊御差支無之候ハ、於場所着用

之儀可為勝手事、

文政十一戊子年七月 五條殿役所 印

稲妻雷五郎殿

吉田家は、永祿元年（一五五八）に正親町天皇より本朝相撲司として、相撲に関する全てを仕切ることを命じられたと主張する立場がある。他家による、横綱類似的紫化粧廻しと注連縄着用の許可に対し、黙認することは、

五條殿役所 印

五條家からの、①阿武松の横綱着用について大坂相撲察討書面と、同家が稲妻に出した、②紫化粧廻しおよび注連縄（横綱）の免許状、さらに、③折紙（目録）の写しは、文政十一年一〇月、京都屋敷より熊本を経由して江戸在勤の吉田善左衛門のもとにも届けられた。

【史料七】

①五條家役所より大坂相撲頭取中への察討状・

一筆啓達候、各様弥御安全可被成御入珍重奉存候、

然は（小柳長吉阿武松縁之助）右之者當御殿御家

来ニ罷在候處、此度大坂相撲興行之場所え紫化粧

廻し注連縄等いたし罷出候趣、右は何方より之免

許候哉、當御殿え何之届も無之不都合之次第二候

由、依之角力場所え罷出候儀御差留被仰付候、其

旨被相心得當人え可被渡候、右ニ付御尋之儀有之

候間、頭取之中被申合、一兩人早々上京可被致候、

以上、

できなかつた。京都留守居衆は、五條家との角逐を好まなかつたが、すでに江戸相撲を指揮下に置いたも同然の吉田家に対する配慮もあつて、同家の異議申し立てを容認したのである。

吉田家より五條家への察討は、江戸・京都・大坂の留守居と国許とが一体となつて段取りをおこなつたが、「御威光を以御掛合」の結果、五條家が譲歩した。吉田追風は、留守居衆他が細川越中守名を押し立て、談判に及んだことを感謝しながらも、京都留守居衆の推進する、五條家との和解を前提とした「御礼御出入」には、次のような見解を示し、峻拒の姿勢を明らかにする。

【史料八】^(四)

私儀ハ今更五條様え御礼御出入等仕候訳も無御座、何分ニも不吞込ニ御座候、只々以御威光家筋奉勅之訳さへ相立候得は無此上願ニて御座候間、幾重ニも可然様御參談奉願候、

十一月

吉田善左衛門

三都の御留守居衆相互間を行き交つた書簡、さらに三都御留守居衆と国許在役人衆との往復書簡などより、交渉推移を検証することは可能である。彼らは、むろん吉田善左衛門の上司でもなければ部下でもない。互いの禄高も、一〇〇石から二〇〇石前後で、いふなれば、朋輩

としてのかかり合いであつた。寛政三年六月の「於吹上御相撲上覧有之吉田善左衛門被差出一件書抜」には、「善左衛門儀、御物頭席二候へハ御時服被下」や、「知行式老百石、側役」等の記述がみえる。熊本藩中にあつて、吉田家相撲屋敷はよく知られた存在であり、「本邦相撲司」の盛名は、藩士中にも行きわたつていたとみられる。

3 五條家察討後の混乱

阿武松の横網免許について、五條家より察討が加えられたが、江戸・大坂勸進相撲集団における、その後の混乱をみておきたい。ことの次第は、文政一年（一八二八）九月二十七日、相撲番付の版元、三河屋治右衛門こと根岸治右衛門よりもたらされた。

【史料九】^(四)

今廿七日三河屋次右衛門相越、當夏於大坂勸進相撲興行八日目阿武松横網之儀に付、五條家より察討有之、直二頭取共一兩人同道京都ニ罷出候処、小柳を改候事と横網之儀無届、大坂より京都ニ不立寄罷越候段答候由ニて、侘ニて相済、其後稲妻え頭取とも依願横網免許ニ相成候由ニ付、別昏之通書面差出候、則御留守居中えも入披見候処、何連ニも御許え差出

御存知奇次第第二應し可申との事御座候、幸明日御飛脚立候間諸書付写取入御覽申候、

文政一一年（一八二八）、阿武松緑之助は吉田司家一代吉田追風より横綱を免許された。これに対し、五條家は、阿武松が五條家の「家来」であることを言い立て、折から大坂勸進相撲夏場所八日目に来場していた相撲番付の版元で江戸相撲年寄、三河屋根岸治右衛門と阿武松に「察討」を加える。驚いた阿武松と根岸は、現地の相撲頭取を伴い京都へ赴き、五條家に謝罪をしたところ、「小柳を改候事と横綱之儀無届、大坂より京都え不立奇罷越候段、咎候由にて詫にて相済」と、あっさり許してもらった。

阿武松緑之助を名乗る以前は、小柳長吉の四股名であったが、五條家にことわりなく改名したので察討を受けた。文政九年一〇月の番付では、まだ小柳長吉であるが、次の場所、文政一〇年三月場所には阿武松緑之助と改名している。五條家はこの事を非難したのである。阿武松が五條家の家来であったのか否か、周辺史料にも、同家の史料でも確認できたわけではない。江戸相撲の一团が揃って吉田追風に入門した事実から類推すると、「家来」の実態は、相撲故実への「入門」であったとみることもできる。そのため、五條家は、小柳長吉から阿武松緑之助へ

の改名が、同家に対し無届けであったことを、併せて糾弾したのである。

この件について新田一郎は、「相撲の歴史」⁽⁴⁾で、五條家からの「絵符帳面」発行がかかわっていることを指摘している。力士が旅行をする際に、抱え主の大名から絵符を受けていたが、いずれの大名の抱えにもなっていない者については、五條家より発行してもらう慣習であった。新田は、この点に着眼し、五條家が「相撲の家」であり、力士一般がその支配下にあるとする、五條家の主張が含意されているに相違ないとした。五條家は、そのことから、阿武松を「家来」と主張し、吉田家からの横綱免許に異議を唱えたのだという。

四季勸進相撲の合間、すなわち移動期間であるが、この期間を地方の巡業にあてた。たとえば、江戸場所から京都場所へ移動は、往復で二ヶ月以上を要する。場所から場所への移動期間を有効に利用したのである。このように、三都の力士・行司・年寄など相撲稼業の一团は、一年のうち大半を何処かへ旅の途中といった境遇にあった。この移動を円滑ならしめたのが、五條家の発給した「会符」である。会符は、朝廷や幕府・公家・寺社などが物品輸送に際し、荷物に付けた札で、これがあると、迅速かつ低料金の御定賃銭で対処することができた。相撲集

団は、移動するとき、大量の荷物を擁していたが、会符を得ることで、街道運送の優先的扱いを確保でき、経済的にもそのメリットは大なるものがあつた。

本来は、五條家の物品輸送にのみ限定使用されるべき荷札である。しかし、商品流通が盛況になるに従い、民間の運送相場である相対賃銭と御定賃銭との乖離が目立つようになった。公家や寺社などが手数料を取り、商人や百姓に会符を貸し出すことも珍しいことではない。五條家の場合も、家禄は一七一石と小禄であり、その家伝の業たる家職も、代々文章博士に任せられ、特殊な政治・道徳の理念を説く紀伝道ということから、さほど実利を得られる伝統技能ではない。相撲司として特権の承認はあつたが、寛政の上覧相撲以来、着々と地歩を築いてきた吉田家ほどの先見性と家職への執着はみられなかつた。そのため、五條家にとって、相撲会所への会符提供は、重要な資金源となつていたのである。三河屋治右衛門は、稲妻の横網使用についても言及する。

最早十月と申候ても日数も無之、遠路往反之間隙取江戸表興行ニ差掛り、万一稲妻横網相用候ニおゐてハ其俣ニハ難差置、然り迎書面之通興行ニ差障候儀も當時一統御門弟ニ相成候上ハ不忍儀、何分當惑仕候、年寄共於手前脇方より之免しニ候ハ、御由緒も

有之、繪符駄賃帳等請居候へハ其儀も難成、一度二ても相用候てハ後事之煩ニ相成候儀御座候、

吉田家と五條家は、この二ヶ月ほど以前、すでに確執の火種を有していた。すなわち、五條家による稲妻雷五郎への横網免許である。当時の五條家当主は、一八歳で早世した二代当主為貴の養子為定（壬生家より）で、文政一年当時、二四歳の若年であつた。熊本藩では、同家雜掌衆の振る舞いに専横の疑念を抱いており、島田次兵衛は、文政一年八月二七日付吉田善左衛門宛の書簡で、自分が大坂へ赴いた折には、まず五條家の雜掌中へ面談し、横網事例の有無と故実等を聞き糾したい。また、五條家当主が若年であることを幸いに、雜掌中が自己の利欲に迷つていふようなことがないかを問い詰め、その返答振りに応じ、大坂の相撲頭取共へ逐一善悪を糺したいとの一文を寄せた。他方、吉田家による阿武松への横網免許につき、異議を唱える五條家への対応として、公裁（訴訟）を提案する。

差寄阿武松免許之品改免許被致候と申候てハ、同人出座之上如何可申向哉、一ニハ長州様え對し候ても右御免許之節、御挨拶之御使とも被差越申上ニも相成候儀、乍恐上之不都合ニも聞候てハ何共奉恐人居筋合ニ御座候、次右衛門申聞候ハ、江戸年寄共ハ一

且子弟之契約仕候上ハ吉田家えひけを取候処ニ成行候てハ残念ニ付、此方より公事を仕進年寄共一兩人大坂え差越、頭取共え懸合もし初得不改候ハ、町年寄え願、於江戸御呼出を願、公裁受可申哉、左候へハ六七十金も入可申候間、當冬相撲ニ除置其入用ニ入公事仕懸可申、乍去萬一天氣相彼是ニて冬相撲損失ニても致候てハ累年損失之上其処ニ行當り候由、年寄共申聞候間其場ニ至候ハ、亦いたし方も可有之と次右衛門申聞候由ニ御座候、

この史料にみるように、阿武松が横綱を免許される直前の江戸相撲の運営状況は、「萬一天氣相彼是ニて冬相撲損失ニても致候てハ累年損失之上其処ニ行當り候由」とあつて、累積損失で身動きとれない状況であつた。

近世に入つてからの三都における勧進相撲興行は、明治四二年（一九〇九）、兩國国技館が建設される以前、社寺の境内などの広場でおこなわれていた。多少の小屋掛けをして、竹矢来や幔幕で仕切られたところに木戸口を設ける程度の造作はあつたが、ほとんど露天であり、雨天の際は興行中止となる。宝曆七年（一七五七）から安永六年（一七七七）までは、晴天八日間、同七年三月より明治年間まで、晴天一〇日間の興行で推移した。屋外の興行であるところから、晴天八日間や一〇日間といつ

ても、その日数で興行を終えられることは全くの僥倖である。

雨天が五日、六日と続くこともあれば、幕府の行事が重なつて中断を余儀なくされることもあり、四〇日以上もかけて一場所を終わることもあつた。せつかく興行許可を受けていても、雨天続きで興行中止の願いを出すことも少なくない。力士や行司・裏方など、数百人の生活があり、その切実さはいうまでもない。それは、相撲と空模様についての川柳が多く残されていることからもうかがうことができる。また、『藤岡屋日記 第一巻』に、つぎのような記述がある。

文政十一子年三月角力に、阿武松緑之助横綱注連繩を張、日の之下開山となる、是谷風小野川此方初ての横綱也、雷電も谷風を憚りて横綱を掛ず、然るを長州にて八百両程も出して横綱に致すなり、

この日記の著者、藤岡屋由蔵は、神田御成道で古書屋を開く一方で、江戸市中の事件を瓦版などの出版物や町の噂より収集し、諸藩の留守居役へ提供して生計を立てていたことで知られている。信憑性の裏付けはないが、阿武松が横綱免許を受けるに際して、長州藩が八百両ほども出したという。仮に真実であれば、それは、どこへ流れたのか。関係各所を想定すれば、相撲故実家元たる

吉田家、それに影響力を及ぼす熊本藩の諸役人と各部署、場合によっては幕府役人とその機関などがある。吉田追風は細川家の家臣であり、横綱を円滑に免許するには、これら諸方面への挨拶料も必要としたのであろう。

四 吉田家の反撃と権威確立

1 稲妻横綱免許について吉田家より察討

稲妻雷五郎は文政一二年七月、五條家より、「横綱似寄」の注連繩と紫色の化粧廻しを免許される。このことにつき、熊本藩御留守居方島田次兵衛は相撲会所に対し、何処より、如何なる理由で吉田家にことわりなく免許を受けたのかを糺した。その後、同年一二月二八日付で、相撲年寄中と帳元根岸治右衛門より、以下の回答を得た。

【史料一〇】

口上之覚

今度稲妻雷五郎儀、横綱ニ似寄候品相用ひ土俵入仕候ニ付、何方より御免許請候哉、且如何様之訳にて右之段不申上候哉、御尋之趣奉得其意候、右は當場所初日より紫羅綿之廻ニメ繩を付罷出候付、横綱ニ紛敷候間御尋候処、當夏中上京之砌、五條殿より化粧廻ニメ繩被成御免許候由、右雷五郎儀は雲州様

御抱之者ニ御座候間、彼方様御役人中様迄奉伺候処、京都え御懸合有之候由にて御返答相待、否委敷承札候、上にて可申上と奉存候内、日数相立申出候儀、延引ニ相成奉恐入候、右之訳合二付、以来右様之品相用候ハ、來春相撲より雇入不申儀ニ議定仕候、此段御尋ニ付申上候、宜被仰達被下置候様奉願候、以上、

文政十一子年十二月廿八日

相撲年寄惣代

久米川新右衛門 印

友綱良助 印

浦風林右衛門 印

立田川佐五郎 印

追手風喜太郎 印

帳元根岸治右衛門 印

島田次兵衛様

相撲会所(三都の勸進相撲関係者)は、島田の問いかけに対して回答の遅れたことを謝し、稲妻が五條家より、「横綱似寄」の品々を受けた経緯を説明する。この回答によると、「右は當場所初日より紫羅綿之廻ニメ繩を付罷出候付、横綱ニ紛敷候間御尋候処、當夏中上京之砌、五條殿より化粧廻ニメ繩被成御免許候由」とい、相撲会

所は場所初日に稲妻が土俵入りをおこなうまで、その事実を知らなかったと述べる。稲妻雷五郎は雲州松江藩の御抱力士であった。松江藩の意向が大きく作用していたことはあきらかである。

相撲会所より松江藩役方まで事情を尋ねたが、京都へ掛け合うという曖昧な理由で返答待ちになっていた。松江藩による、稲妻への横網免許要請、それを受けた五條家の動向を相撲会所が知らなかったことも信じがたい。相撲会所は、「横網」を締め、紫化粧廻しを着けた力士の土俵入りが、勸進相撲興行において最高の華であり、集客の目玉であることを知っていた。

相撲会所の回答書が島田の元に到着する直前、文政一年一二月一六日付で改めて吉田追風に提出された稲妻雷五郎の入門願および横網免許願がある。

【史料一】

此節稲妻え御免許被成下候得は先例之通、東西より横網を懸、方屋入仕候ハ、相撲一統之者共各別励ミ、
二も相成、弥以相撲繁昌之基ヒ趣有仕合ニ奉存候間、
何分可然様御執成被仰達被下候様：

この願書より、当時の大相撲興行が停滞していること、そのため新しい横網を看板にして、客寄せを画策していたことがわかる。相撲会所は、松江藩と五條家を、いか

なる言い回しで説得したのか不明であるが、「以来右様之品相用候ハ、来春相撲より雇入不申儀ニ議定仕候」として、熊本藩と吉田家に対し、反省の姿勢を示している。

この時期、江戸相撲会所は、すでに大坂・京都の同様に組織、勸進相撲集団（職業相撲集団）を圧倒する人気と実力を備えており、その江戸相撲会所全体が、当時、相撲故実家元二〇代吉田追風の門弟として強い影響下にあった。察討の相手は、稲妻・相撲会所だけではない。吉田追風起草の質問状は、京都・大坂の留守居中と国許とで若干調整された後、京都留守居の演述書として五條家に届けられた。それに対する返答は、「御演述書之趣可申達之処、御参内中ニ付御帰館之上可申達候」と、前置きされて、五條家雑掌窪田乾佑より内話の形でもたらされている。それは、冒頭より緊張感をもった言葉で綴られていた。

【史料二】

主人より追て何連との御返答可被申進候得共、右様
嚴重ニ御問合有之候得は當家よりも嚴重ニ御返答ニ可
被及事ニ被存候、全隼吉田氏も角力之行司家と勅命
蒙候家柄ニ有之候上ハ、不容易家筋之事ニ付、夫々
如旧槻支配於有之、御當家より差構可被申筋は無之
候間、前々より何ぞ差構被申候儀ハ無之候、

五條家の立場は、吉田家と同じ相撲行事の家たる勅命を受けたことを認め、それぞれ旧規のように支配している分について互いに干渉されるべきことはないとする。

ただ、吉田家が小野川喜三郎に横綱を免許した一件に触れ、「紫絹之化粧禪ニ注連繩等相用呉鉢出立ニて出俵入いたし候之趣相聞候付、右様之儀は何方より之差圖ニて相用候哉」と、数十年前の久留米有馬家御抱力士小野川喜三郎の横綱一件を蒸し返す。

五條家では、その当時、相撲会所が小野川を吉田家に横綱免許申請したことにつき、事前に相談がなかったことを問題視して、不埒である旨を告げている。これに対し頭取らは、「如何ニ相心得可申哉」を尋ねたが、同家は謹慎をもとめている。今回の阿武松の件について、相撲頭取らは、江戸で吉田追風に願って横綱を申し受けたが、元々阿武松は五條家の身内であり、それぞれに何つて、了解を得たうえで吉田追風より免許を受けるべきであったとして陳謝した。さらに紫絹の化粧廻しと注連繩を吉田家に返納する旨を伝え、心得違いを詫げる姿勢をみせる。もつとも相撲稼業の彼らの言い分は、一旦、三都において横綱を披露すれば、観客の一目見たいとする願望もあり、それを中断することは興行上の支障になるという。

従って、相撲会所は五條家に対し、「何卒左様之品々御

當家様より被下置候御儀ハ相叶申間敷哉之旨、願出候付、各別之思召を以紫色之絹并横綱等被下置候御事有之候」と願ひ出た。もちろん五條家の言い分は、当家家来の相撲取共に何を授けようと自由で、紫色に限ったことではない。当家は、相撲の元祖であり、奉勅・旧記等が伝来している。これらのことは相撲取共も良く承知しており、往古より招くわけでもないのに慕い寄ってくる。また文章博士の家たることは幼い児童でさえも弁えており、相撲に関することについても、相撲取共は当家の由来を知らない者はいないと嘯く。

今度、五條家からの阿武松察討の件は、吉田家からの小野川察討同様の経過である。吉田追風も奉勅の家柄であれば、旧規によって指図すべきところ、五條家よりの察討次第では指揮に支障を来す。先に吉田家よりことわりを入れるべきところ、細川越中守より厳しい間合せを受けては、五條家も相撲の家であり、奉勅の次第を持ちださなければならぬ。緊迫した争いとなることも考えられる。これらのことにつき、留守居衆の考えは如何と、窪田は問うた。

窪田乾佑からの打診に対し、熊本藩京都留守居では、「御内話之趣御尤ニ存候、全鉢御問合申上候儀、別之趣旨無之事と被存候、元来追風儀、勅命を蒙り候家柄ニ付、

往古より旧槻之通第一之力士えは紫之化粧廻シ注連繩等を差許候」と述べ、吉田追風による「横綱」と「紫化粧廻し」の授与に対し、古くからの規定を楯に窪田を強く牽制した。次に、今回五條家による稻妻雷五郎への横綱免許につき、批判の域を超え、「察討」の意を表明した。

然処、右二似寄申候御品等稻妻雷五郎え被為拝領候付、吉田家旧槻二紛敷相聞、旁奉對勅命恐入候訳御座候由二付、以来右之御品々さへ御授ケ不被下候得ハ、奉勅之筋目相立末代之追風如何計難有可有存儀と被存候、追風心中御憐察二成遣候様之儀、程能言上被下度様於私共奉願候事二御座候、

横綱似寄りの品等を稻妻に与え、吉田家の故実に紛らわしいものとして排斥する一方、追風の心中御憐察を願うとして、下手に出る気遣いをみせた。しかし、最終部分には、「演述書之趣ハ於国許重疊取調申候上、越中守被存寄を以被差登候儀二付」と、大々名細川越中守の関与を鮮明に打ち出し、圧力を加えている。

2 五條家より阿武松へ横綱免許につき

吉田家より察討

五條家による阿武松への横綱免許につき、二〇代吉田

追風は、吉田家の允許する「横綱」とは由緒の異なる似て非なるもの、すなわち「横綱似寄」として排斥し、公裁も辞さないという強い態度を示す。双方より数度にわたる折衝が繰り返されたが、最終的には次のように落着した。次の史料は、文政二二年三月一五日、五條三位の使者として、同家の使用人金田歌藏の持参した書面である。

【史料一三】^五

三月十五日五條様より御使を以被仰進候写、

先達て牧田熊八郎殿を以窪田乾祐え相撲之者え注連繩并紫化粧廻し被下候儀二付、御演舌之趣致承知、以来吉田善左衛門殿業躰二も係り候て御離洩之儀二候得は、以来相撲取共え右之注連繩紫化粧廻し被下候儀は致不被申段、被申付候、

五條三位殿使

金田歌藏

今後は、吉田善左衛門の「業躰」すなわち内弟子、この場合は相撲頭取・年寄・行司・力士の全てが該当するが、彼らに影響があつてもよろしくないと理由で、紫化粧廻しの免許はしないように（五條家当主より）申し付けられた、とする内容である。阿武松横綱免許への察討、稻妻への横綱免許などは、同家雑掌衆が語らつて画策したとの見方がなされていたが、本書面末尾の印象でも、

若き五條家当主は蚊帳の外にあったことを窺わせる。

五條家雜掌窪田乾佑より京都留守居牧田熊八郎への演舌聞取書がある。細川越中守から五條家への問い合わせについて、窪田と牧田が話し合い、窪田が五條家の意向を説明したものである。この演舌聞取書を要約しておこう。

①細川越中守様より五條三位へ問い合わせの件については、それぞれ書付を以て返答のはず。

②五條家は相撲について各別の由緒があり、奉勅のことも度々で、式法の旧記も数多く所蔵している。

③それぞれに返答するに及んでは、争論がましく、又旧記等によつては吉田家の支障となり迷惑ともなるう。

④紫化粧廻しと注連繩等のことは、古くからの仕来りの通りである。また、宇土細川家との旧縁もある。

⑤吉田家においても、由緒の通りであれば行司の家名は顯然としている。両家は相撲行司に相違なく、以来和睦を専らにし、吉田氏上京の際には五條家へ訪問されると、今回の対立点も吉田氏と巨細に話し合いできよう。

窪田乾佑は、吉田家と五條家の確執において、五條家側の代表として登場する。若年の当主に代わつて、熊本藩の各役人とわたり合った人物であり、京都留守居牧田

熊八郎や関素兵衛との関係は、史料より推測するところ險悪なものではない。また、窪田より宇土細川家と五條家の旧縁を知らされた京都留守居衆は、宇土方の京都駐在御中小姓岡権左衛門に、事の真相を問い合せている。

先達て宇土家二五條家と御續合之儀御問合之儀二付、

早速岡権左衛門え及聞繕候処別番之通申越候付、則別番差越申候、此段為可申達如此御座候、以上、

関素兵衛様

岡権左衛門

五條様御續書(包紙)

覚

立孝 中務大輔 幼名坊 立允

室五條中納言為適卿女 謚惠照院

細川家と五條家との関係は、寛永十一年(一六三四)

細川忠興の四男立孝(立允)と権中納言五條為適の娘鶴との婚儀に始まる。宇土方へ問い合せたのは、立孝の遺児宮松(後の行孝)が、父立孝の内分分知、宇土三万石を与えられていたからであり、その当時よりすでに二〇〇年ほど経過し、本方においては、この事実がほとんど忘却されていたことを示す。五條家雜掌が、忘れ去られていたような旧縁を引っ張り出し、細川家との繋がりを強調するのも、思ひのほか細川家中や吉田家の対応が手強く、形勢不利とみて、交渉の着地点を捜そうとし

た意識のあらわれとみられる。

3 細川家中の課題認識と戦略

五條家と吉田家は、相撲故実の司を張り合つた家である。五條家は公家を代表し、吉田家は細川家の家臣として武家を代表しており、その両者の確執であるからには、もはや個人的な「家」と「家」の争闘たる域を超え、政治的な課題と化していた。京都留守居から国許の担当役人に宛てた書簡のうちより、熊本藩の、課題解決に対する基本路線を確認しておく。

【史料一四】^{五九}

一五條家を向差ニメ此節限り掛離レニ相成候てハ後來又候煩敷事等出来有之候節、二條家を御頼ニテ御取押へニ相成候御趣意ニも可有之候得共、二條家ニは格別之御家柄ニテ御座候得共、些不穩御家柄ニテ雜掌向迄も兎角金銀を好ニ候御風俗ニテ、自然御頼筋等申入之節は御出方多可有御座存候、却て五條家ハ御小身ニテ御座候得共、御勝手向宜敷有之候へハ往々おねたりケ間敷煩敷筋有御座間敷、五條家も此方之身方致置候ハ、往々追風之家筋ニおゝて煩敷儀も出来致間敷見込候得共、向差ニ致し候て

は往々之見渡出来兼申候二付、善左衛門より後來書状等ニても追々伺御安否、此節御役人より進上之場を追風より差上候ニ相成候ても何ぞ追風之弱ミも相成申間敷、又五條家之御指揮を受不申候てハ成兼候様ニハ至り申間敷相考申候、

御役所より之御書付ニ五條家之御支配之様ニ成行候てハ難相成との儀ニ御座候得共、左様之儀ハ可有御座様も無之儀と被存申候、得斗御勘考被成可被下候、一々仰越候通御本番ニ付番を以御報申候間、猶亦御付番を以御本番共ニ被差返可被下候、

右之通御座候、以上、

六月廿九日 牧田熊八郎

関素兵衛

上田久左衛門殿

粟津角藏殿

発信人の牧田熊八郎と関素兵衛は、ともに熊本藩士で、伏見御茶屋番と京屋敷の留守居役である。名宛人の上田久左衛門（御留守居組）と粟津角藏（右筆頭）は、国許勤務の役人であった。牧田と関は、藩の出先として、京都での公務を預かり、その中には公家衆との外交事もあり、その最前線で活動していた。この書状中にみえる「向差」とは、相対もしくは対立・対抗、ほどの意味であ

ろうか。京都の留守居らは、公家衆との交誼もあることから、五條家と吉田家の対立を憂慮していた。放置すれば後々煩わしい事が起こるとの見通しを立て、早期の和解を望み、吉田追風の五條家表敬訪問で事の収束を図ろうと考えたのである。

しかし、吉田追風は、「私儀ハ今更五條様え御礼御出入等仕候訳も無御座、何分ニも不吞込ニ御座候、只今以御威光家筋奉勅之訳さへ相立候得は、無此上願にて御座候」との内意を願ひ出、自ら五條家へ和解の姿勢を示す意思のないことを宣言した。^(八五)京都の留守居衆には、五條家を牽制する意味もあつてか、吉田の旧縁を頼りに二條家と結ぶ考えもあつた。五條家は半家の家柄で、堂上家の中の家格は高くない。一方の二條家は、閔白に任ぜられる家格を備えた五撰家の一つで、二條家を頼むとすれば、多少の物入りは覚悟しておかなければならない。^(八六)

二條家への出入りは、「中之口」すなわち玄関から屋敷の間にある中入口へ出入りするに際しても、年頭暑寒の挨拶を励行し、別途進上物などを申し合わせ、常々より礼を通じておく必要があつた。そうして取り入つたとしても、堂上方の仕来りもあり、公儀より裁許を得たことでも巧みに脚色を加え、再度手続きを取つて対応しなければならず、その都度、手数料等の出費がかさむ次第と

なる。

二條家は、吉田家由緒の根元でもあり、再び同家と昵懇になれば、「永久禁邊之御縁相續之姿ニ相成」り、万一相撲について支障が起こつても、御声掛かりを得て首尾よくまとまるとする打算もある。それによつて吉田追風家名の繁栄は永久となる目論見であつた。しかし、二條家を頼るにしても、懸念はあつた。すなわち、五條家と対立し、今回は突き放したとしても、先々再びわずらわしいことが発生し、二條家の力を借りて屈服させた以降の事である。その結果、「無不穩御家柄にて、雜掌向迄も兎角金銀之好ミ候家風俗にて、自然御願筋等申入之節は御出方多可有御座と存候」といつた事態が想定され、財政上の負担を覚悟しなければならぬ。^(八七)

京都留守居衆は親五條派といつてもよく、五條家と結んでも、さしたる心配はないとみている。五條家は小身の公家に違いないが、絵符発行による手数料収入など、副業で御勝手向もよろしく、折々に無心がましいことや金銭的に厄介なことはないという。同家を吉田家の味方にしておけば、追風の家筋において面倒事も発生しない。この後は、追風より御安否伺の書状や贈答品などを検討するようには献言する。また、そのことが吉田追風の弱みにはならず、五條家の指揮下に入るものでもないことを

強調した。^(六六)一方国許では、京都留守居衆と異なる受けとめ方をしていた。藩政府の見解を示しておく。

【史料一五】^(六六)

五條家え使り居候方、永久と爰許ニおゐてハ見込候得共、却而政府にては専五條家御出入御後患之恐れ不少、且五條家え御出入いたし候得は御向方は高貴之御方衆御懇ニ被仰付、御仕懸次第ニは自然と彼御方御指揮を受け、御支配之躰ニも移可申、左候得は奉勅之訳も難相立成行可申哉と有之候得は、此儀ハ御氣遣之趣有之間敷被存申候、

国許では、五條家に頼ること、吉田家の家職は「永久」とする京都留守居の判断に強い懸念を示す。関素兵衛を中心とする留守居衆の決議とは正反対に、同家に入りすることによって、後々「奉勅」の道理が成り立たなくなると締めくくる。五條家は、小身とはいえ、高貴の方々との紐帯は強く、親密である。他方、吉田家は陪臣で辺鄙遠国の境涯にあり、その身分差は比較にならない。対応次第では、彼の家の指揮下に入り、支配されると結ぶ。

藩政府の担当役人と出先で五條家と直接対峙している者との見解には、相当の乖離があり、留守居衆の見方は、その報告を受けて判断する立場とは一線を画し、繊細で

神経質である。京都留守居関素兵衛の持論は、その代表的なもので、国許の粟津と上田より、渡邊文太・今村九八郎へ出された書簡があり、一部を掲出しておこう。^(六七) 渡邊と今村は、「齋護公御書出」および「齋樹公御書出」によると、各々右筆となっており、粟津や上田の同僚であった。

【史料一六】^(六七)

素兵衛存念之趣と御国にて之模様とハ甚齟齬いたし候、素兵衛申分ハ五條家え御出入いたし候共、曾て御手下ニ附候訳ニは至申間敷、五條家よりハ是迄上方相撲之者共、御家来分ニ被成下、諸国往来之会符等被下候付、若哉相撲取共一同五條家を相離候様罷成候ては御難決之筋も有之候付、吉田御懇意ニ相成候得ハ御双方御熟談之筋も可有之、左候へハ是迄五條家ニ頼り居候者も相撲法式指揮之儀は吉田差図を請候様、又今まで吉田ニ附属之者も已来は五條家御会符をも致頂戴候様罷成候得は、いつ方も無波風相治、吉田之家業も永久相立、五條家も衰なく立行候積之由：

関素兵衛は、吉田善左衛門の五條家出入りを表敬訪問と考え、それについて、国許の意見が否定的であることに困惑していた。国許では、吉田が五條家へ出入りする

ことにつき、後々その指揮を受け、支配されることを懸念していたが、関ほか京都留守居衆は、吉田の五條館出入りが、その指揮下に入ることを意味するわけではないという。五條家によると、この時期、上方の勸進相撲関係者は、すべて同家の「家来」同然になっており、巡業に出るとき、貨物運送に便益のある「会符」を受領していた。そのため、京都留守居衆は、彼らが五條家より離れた場合、たちまち離脱するだろうと考えていた。

京都留守居らは、吉田家と五條家が昵懇になれば、今まで五條家に頼っていた相撲関係者も、「相撲法式」は吉田追風の指揮・指図を受けられるようになるという、吉田に弟子入りしていた江戸相撲の者も、以後は五條家より会符の便宜を得られる。したがって、いずれも波風なく治まり、吉田の家業も永久となつて、五條家も衰えることなく立ち行くと見当をつけていた。彼らは、吉田家と五條家が対立する事態を避け、共存できるようにと考えていたのである。

当時、上方の相撲界は、絵符の効き目もあつてか、五條家の支配するところで、国許で考えていたように、吉田へ帰服する様子はみえていない。関素兵衛は、吉田と五條の協調を願つており、吉田善左衛門が上京さえすれば、その後のことは自分がいかようにも取り計らうと藩

庁へ書き送っている。しかし、国許の方針は、関の思惑と相違していた。

二〇代吉田追風の起草した案文がある。吉田家の立場を江戸町奉行へ説明する内容で、これが、そのまま提出されたわけではない。本書面の主旨は、五條家に対する察討で、日付の記載はみられないが、書面のならば具合や、内容からみて文政一一年一月と判断される。その冒頭には、「朝廷相撲之節会良久御廃絶之事候得共、追風家業之儀は聊不相失」と述べ、寛政年中両度にわたる將軍家相撲上覧出仕を謳う。

そして、「近来弱年且ハ遠国ニ罷在候事故、上方向取締方自然と手薄相成、相撲之者共心得違いたし故実作法相猥、我意取計候者も有之趣相聞候」と、近年の相撲故実作法の乱れを、追風自身の責任という。すなわち、①自分自身の若年と、都より離れた西国熊本にあったこと。そのため、②上方方面の取締りが自然に手薄になつた、と述べる。

故実作法が乱れた今、相撲の勝負が原因で争いの起こることは必定である。さらに追風家の掟を守らず、異流を立てることは、そのままには放置しがたい。折から、追風は江戸勤番を命じられ、この前年（文政一〇年）、江戸に赴任してきた。そして現今の相撲故実混乱の様子を

幕府役方に報告したという。江戸相撲の二団には、すでに先代追風が示した「掟」を、違犯なく守る様に命じ、追々と京・大坂も取り締まる所存を明確にした。そうした時期に、五條家より阿武松察討の一件が発生したのである。

然處去年於江戸表阿武松縁之助と申者え横綱差許置候付、先般大坂表え罷越候も於相撲場相用候處、其御方様より御察討之筋有之、

阿武松は、五條家にことわりなく横綱を締めた咎で察討を受け、横綱を没収された。もともと、その後、大坂相撲の頭取が詫びを入れ、改めて五條家より横綱免許の次第となった。ところが、今度は吉田家が五條家を糾す場面が展開する。「其御方様之儀ハ相撲御由緒御訳合も有之事候へハ、定て御訳有之儀ニ可有御座候得共」と丁寧な物言いをみせるが、次に「是迄力士共え横綱御許之儀、往古より及承知無之」と、五條家の横綱免許に疑問を呈したうえで、糾弾の姿勢を露わにする。

追風家ニおゐてハ横綱ハ不及申相撲故実一統指揮之儀、文治以來相傳禮儀之外ニ異流相受候儀、於日本国は不相成格式ニ付、追々差許候処右之次第如何也御訳合ニ候哉、斯之通にてハ全旧格猥罷成、勅命之規模至此節相失申事ニ候、江戸表呼寄共申口迄にてハ相

違之筋も可有之哉、

相撲故実については、あくまでも異流を許さない強い決意を示す。そのうえで、阿武松の一件を、「彼者共ニハ畢賦之族自然は相互之背憎を以事を企候様之儀も有之事候へハ、申出候俣直ニハ難取用」と、大坂相撲側の内部抗争の影響を認め、公儀役方への申し立てを国許で検討していることを伝え、五條家の釈明を要求した。

熊本藩は吉田家と五條家との相克を、いかなる方向で解決しようとしたのか。根底には、武家と公家の衝突といった構図もみえ、単純な家元争いのみではない。国許の考え方が良くわかる書面が綴られている。その冒頭に、「十一月廿四日左之書付相添右見込相違候書面類御差返今一應申談猶見込之趣相違候様御奉行被申聞候」とみえ、「御奉行被申聞候」との文言から、当時この件を所管していた、奉行秋浦仁一郎の発言とみられる。

【史料一七】

吉田善左衛門儀、二條様え御出入願ニ相成居候て後年善左衛門家之為合ハ不及申、第一上下之御世話筋も薄ク一廉可然哉之由、御見込之趣御尤ニ存候、右御出入願之儀牧田熊八郎取計にて此節手輕相整候得は無此上儀ニ候処、後年ニ至自然頻々彼方様より御無心ケ間敷儀共有之候へハ、吉田ハ可被及力様も無之

上二御難題被奉願外と有之間敷、万一左様之儀有之候へハ御出方筋株増ニ相成不容易儀ニ相見候、此處如何程之御見込ニ可有之哉、今一應御存寄奉存候事、一吉田家相撲之司タル儀五條家御懸合も相濟、其程ニより大坂頭取共を挫候ても諸国普く相知不申候ては、又外々にてハいかなる故障等差起申間敷ものにてても無之候付、

公邊御役方え江戸御留守居より御手紙被入、たとへハ陰陽道執計日本国中一切土御門家之支配たるへき旨御沙汰或神谷四郎(ママ)秤改等之如く、従公邊諸国一統ニ相撲方ハ一切吉田家之差圖を受候様御触流之儀を御願立ニ成候ハ、後年迄乖キ申間敷、自然吉田家差圖違背之者有之候へハ公邊御達を背候と申ものにて屹下取締りニ相成可申哉之事、

伏見御茶屋番牧田熊八郎や京都留守居より、牧田の取り計らいで吉田善左衛門を二條家に入入りさせる案が浮上していた。その主旨は、むろん五條家押さえ込みのためである。二條家は関白を輩出した公家中屈指の名家であり、吉田家の旧主筋でもあった。出入を許されるならば、この上もないこととしつつも、後々二條家より金銭の無心でもあれば、微禄の吉田家では対応出来ず、その難題は藩政府に跳ねかかる。当然、出費も増すことになる。

予想し、国許では見通しを付けかねていた。

一方、吉田家の「相撲司」としての位置である。この書面の書かれた時点で、吉田家の相撲司たる立場は、五條家との掛合も終了し、明瞭になったとする。大坂の相撲頭取共を制圧しても、諸国くまなく認知されなければ、今後問題が発生するとみていた。この点に対する藩政府の戦略は、吉田善左衛門の主張する「本朝相撲司御行司」を容認し、陰陽道における土御門家のごとく、あるいは秤座における神善四郎のごとき特権を、吉田家の手に置くことにあった。すでに江戸相撲は全て吉田追風の指揮下にある。次は、藩より公儀に働きかけ、諸国一統に「触」を流し、相撲の事はすべて吉田家の指圖を受けるようにすることであった。

そしてその思惑は、ほぼ成功裡に推移する。江戸相撲界を抑えた今、残る京都・大坂を支配下に置くことで全国への相撲を従えることを意味する。公儀への対応は、全国へ触達を願うまでもなく、両町奉行の協力を得ることで事足りた。彼らの持つ権限範囲内、自分仕置を発動させ、京・大坂相撲を吉田追風の指揮下に入るようにしたのである。

そこで問題となるのは、来歴の問題である。国許では、吉田家の家筋をどのように認識していたのであろうか。

それを端的に記述した部分がある。発信者と宛先は省略されているが、その前後関係より、熊本在国の御留守居組上田久左衛門・右筆頭栗津角藏他より、京都留守居閑素兵衛に宛てた書状とみてよいだろう。合綴史料「吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」中、江戸御国往復と見出しを付された最終部分に綴られている。

【史料一八】

一吉田家筋之書付ニ、二條家は格別御訳合も有之、二條家よりケ様々と書頭有之候へ共、二條家御門流之堂上え富田氏を以内々御相談いたし候処、吉田家系書之通にてハ二條家えハ段々由緒も有之事候得共、是ハ公事ニ付、其時二條良晴公（ママ）関白職之事、勅命を口傳候事にて候得ハ、夫等之譯ハ御所御記録所ニハ旧記も可有之ニ候得共、二條家ニ右等之控は有之間敷相考候、猶序も候ハ、御記録所役人え承繕遣し可申候得共、ケ様之儀ハ朦朧なる方床敷ものにて候間、強て穿鑿ハ無益之様にも存候旨被仰聞候由、右之通にて二條家ニハ御旧記等も有之間敷、爰許之見込ニ御座候、右之通ニ候得とも強て相願候ハ、御内密御記録御取調被下間敷ものにも無之候得共、弥左様にも相成候得ハ多分之御出方二にも相成候事と被存候間、其俣ニ仕成置候事ニ御座候、昔之事共ハ何事

も荒目なる上、毎度炎上も御座候事ニ付、自然御記録所にも二條家にも旧記無之節ハ毛を吹き疵を求候類ひにも可有之、彼是往古之事共ハ兎角貫兼候事ニ付、吉田家より存候様ニハ何事も届兼可申儀と相考申候、是等之処、得斗御勘考可被下候、

歴代吉田善左衛門の著した家筋の「書付」、すなわち由緒書が論議の対象となっている。右引用部分の冒頭、「吉田家筋之書付ニ、二條家は格別御訳合も有之」と書かれている部分の意味は、二條家が吉田家の由緒書にみる、本朝「相撲司」たることを証明できる家であることを指す。熊本藩士富田某をもって二條家一門の堂上方へ相談したところ、二條晴良は関白職にあつたが、同職は勅命を口伝する職でもあるという。

第二〇代吉田善左衛門の手になる由緒書には、二條晴良との関連が、「元龜年中二條関白晴良公より日本相撲之作法、無二流旨にて一味清風と御書記有之候御团扇并烏帽子狩衣袴唐衣四幅袴被下置」と、短く記載されている。くだんの堂上方によると、口伝の事実については、御所記録所に諸々旧記があるものの、二條家にはその控も存在しないだろうという。ついでがあれば、御記録所の役人へ内密に頼み込んで調査してもらう方法もあるが、多額の出費を覚悟しなければならぬ。堂上方は、この

「口伝」について、「朦氣」なるほうがゆかしいといい、強いて穿鑿することは無益と忠告した。朦氣とは、「朦朧の氣」とでも解釈できようか。真実を見定めようとしても、周辺がぼんやりとかすんでいて、はっきりと確認できない様子を表現している。

この書状の発信者、すなわち藩庁の役人達は、昔のことは何事も大雑把であるうえ、戦乱による火災もあつて、御所記録所にも二條家においても、当該部分を記した旧記を見いだすことは困難だろうと認識していた。そのうえで、吉田家由緒書記載事実の信憑性を追求することは、「毛を吹き疵を求候類ひ」であると断言する。相撲故実正當の家たる吉田家、その存在にもかかわる事実が惹起する懸念は拭えない。つまるところ、藩庁では、藪をつついて蛇が出てくることを恐れたのであつた。

おわりに

近世以前より、諸国に「行司」を家職とする家は数々あつたが、寛政年間以降、相撲興行に際して具体的に相撲規式を運営する実力を有していたのは、細川家中の歴代吉田追風を筆頭として、他は南部家中長瀬越後などであつた。吉田家は相撲式なる祭式の運営者で、故実・旧

習に精通し、近世の三都における四季勸進相撲集団は、同家と接触することによつて格式を得た。換言すれば、近世以降の相撲興行は、吉田家の関与によつて神事相撲の祭式が付与され形成されたのである。まず、江戸における勸進相撲において、失われていた神事性が再び加えられ、格式あるものに変化していった。娯楽に宗教的色彩を付加し、神事の脚色をすることで、より高い儀式性を得たのである。

五條家は、京都の公家で相撲故実の家を標榜し、横網様の注連縄と紫化粧廻しを免許することで吉田家に対抗しようとした。しかし、黒白の網を縫り合わせた注連縄様の網を与えた実績はあつたが、「横網」なる名譽称号を案出したのは吉田追風である。当代まれなる強豪力士にのみ免許する規矩があり、数十年來受ける者がいなかった期間もあつた。五條家は、來歴の怪しいところで、吉田家の模倣に等しい「横網似奇」の品々を免許し、「相撲の家」たる体面を保とうとする。しかし、小身の公家では、武家に対抗して、肥大化した三都の相撲組織を精力的に指導牽引するエネルギーを持ち合わせておらず、結局、細川家を背景とした吉田家の勢威に屈服する。

近世の相撲興行は、吉田家の関与をもつて、神事相撲の祭式要素が形成され定着していった。当時の相撲は、

神事と芸能の二要素を抜きにして語ることはできない。そのため、立ち会いなどにルールの不確かなところがあり、延々と仕切りを続けたり、「預かり」と称してその勝敗を決しかねる場面も少なからずあった。文政一一年正月、江戸相撲年寄久米川新右衛門より吉田追風に出された起請文中の文言に、「相撲ニ付猥ニ争い仕間敷候、尤相撲勝負ニ付金銀米銭請取、不都合之取計仕間敷候事」の一項があり、金銭や情実による勝敗のやり取りが横行していたことを窺わせる。さらに、場所中において、興奮した観客同士で喧嘩騒ぎになることも珍しくない。そのため、勸進相撲禁止令が度々発布されている。

幕府の統制力低下と江戸の治安は、相関関係にあった。無頼の者達同士の喧嘩沙汰は、江戸の治安上、由々しき問題であり、相撲興行中、興奮した観客同士が騒動を起こすことも珍しくなく、力士が当事者になることも少なくない。観客同士の争いが頻発するようになったり、相撲関係者による暴力等不祥事は、相撲人氣に少なからぬ影響をおよぼす。江戸相撲では、乱れた綱紀を引き締めるために、新しい理念を必要とし、これは江戸のみではなく大坂でも同様であった。

以上に述べたような実態と経過の中で、江戸相撲会所は、文政一一年（一八二八）、当時江戸詰であった、二〇

代吉田追風に願って相撲故実の教えを乞うべく、力士・行司・年寄など総ぐるみでの再入門を果たす。その四〇年程以前、先代追風は、江戸留守居を通して寛政元年（二七八九）江戸深川八幡社での本場所中、相撲規式検分を依頼され、老中松平越中守へ内慮伺のところで、勝手次第の返答を得た。結局、この検分は実現しなかったが、吉田家由緒書および諸々の書面は、江戸留守居と相撲会所より幕閣へ提出され、勸進相撲集団に占める吉田家の地位を幕府役方へ知らしめる重要な契機となった。二年後、將軍家斉の相撲上覧に際して、曲折はあったものの、その相撲規式の総指揮を命じられ、本朝相撲司たる由緒を幕府によって承認されたのである。

【註】

- (一) 風見明「相撲、国技となる」(大修館書店二〇〇二、一一〇二頁)。
- (二) 「吉田善左衛門由緒書」一四一―二一四乙八「於吹上相撲上覧有之吉田善左衛門被差出一件書抜」熊本大学附風岡図書館寄託水青文庫蔵。
- (三) 新田一郎「相撲の歴史」(山川出版社一九九四、一七九頁)。
- (四) 正宗敦夫編「延喜式」第三(日本古典全集刊行会一九二八、七二頁)。
- (五) 西角井正慶「年中行事事典」(東京堂出版一九五八、四二二頁)。
- (六) 「相撲吉田事二付て公邊ニ可被仰違哉之旨御国許より申來候一件」一四―二一四乙―七(熊本大学附風岡図書館寄託水青文庫蔵)。

- (七) 国文学研究資料館「吾妻鏡」(古典選集本文データベース・底本 寛水版)。
- (八) 内藤弥一郎「故実挿入 谷風叢話」上巻(耕文堂一八九四 七頁)。
- (九) 神宮司廳「古事類苑」武技部(吉川弘文館一九〇〇 一一九〇頁)。
- (一〇) 宮本徳三「力士漂泊」(講談社文芸文庫二〇〇九)。
- (一一) 高荃利彦「幕藩体制における家職と權威」(日本の社会史) 3巻 岩波書店一九八七 二五三頁ほか)。
- (一二) 高荃利彦「相撲の社会史」(学習院大学史学会第十五回大会講演 要旨)。
- (一三) 新田一郎「相撲の歴史」(山川出版社一九九四 二二一頁)。
- (一四) 木梨雅子「寛政の上覧相撲の開催経緯について」一九九代目吉田善左衛門の登用をめぐる(日本体育学会「体育学研究」四三号 一九九八)。
- (一五) 「於吹上御庭相撲上覧二付取扱一件」(国立国会図書館蔵)。
- (一六) 「於吹上相撲上覧有之吉田善左衛門被差出一件書拔」一四一一一四乙一八(熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵)。
- (一七) 和歌森太郎「相撲の歴史と民俗」(弘文堂一九八二)。
- (一八) 「於吹上相撲上覧有之吉田善左衛門被差出一件書拔」一四一一一四乙一八(熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵)。
- (一九) 同右。
- (二〇) 同右。
- (二一) 神宮司廳「古事類苑」武技部(吉川弘文館一九〇〇 一一九〇頁)。
- (二二) 松浦静山「甲子夜話」続編卷四四(東洋文庫「甲子夜話」続編4 平凡社一九八〇 六六―七一頁)。
- (二三) 内藤弥一郎「故実挿入 谷風叢話」上巻(耕文堂一八九四 七六頁)。
- (二四) 喜多村信節「嬉遊笑覧」(日本随筆大成編輯部編「日本随筆大成」別巻8 吉川弘文館一九七九 一一七頁)。
- (二五) 高荃利彦「幕藩体制における家職と權威」(日本の社会史) 3巻、

岩波書店一九八七 二五四―五頁)。

- (二六) 「相撲吉田事付国許より申越一件」(二二一一―二二七「吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町奉行様へ御届一件」熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵)。
- (二七) 同右。
- (二八) 「寛政元酉年十一月相撲年寄并頭取行司より願書差出」(一四一一―二一四乙一八「寛政三辛亥年六月十一日於吹上相撲上覧有之吉田善左衛門被差出一件書拔 御留守居方控」熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵)。
- (二九) 「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様へ御届一件」(二二一一―二二七「熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵」)。
- (三〇) 「定」一四一一―二二三乙二〇(熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵)。
- (三一) 柴野栗山「栗山上書(柴野邦彦)」(瀧本誠一編「日本経済叢書」卷一七日本経済叢書刊行会一九七 一〇三頁)。
- (三二) 「書状案文」一四一一―二二五―甲〇〇―一(熊本大学附屬図書館寄託永青文庫蔵)。

「三五條様にて御用人窪田乾佑と申入より此方京都御留守居え内話之趣、是亦別紙之通御座候、右内話之中二小野川儀ハ五條様御内之者ニ候處、彼御方へ何出も不仕横綱等相用之儀、小野川え御察討ニ相成候付、夫々之品追風え差戻、右之品々五條様より被下置候様願出御免許ニ相成候由ニ相見候」

「扱又、近來御旗本の面々、皆遊興に耽り武芸不嗜の衆中段々相見え申候、末々小普請、御番處御徒士杯の類に至りては殊の外風儀悪く罷成、或は親を追出し一類の中を遊び、酒色に耽り、博奕を好み、家財を悉く打込み候て、妻子共衆中に単物一つにて慮の上に暮し、甚しき者は夜分町家へ押領に押入候か、又は人遠き野原にて追落しを士候野と申候なる風俗に相成、武芸名説は棚へ上げ、氣に付け不申族多く相見え申候、世話に旗本八万騎と申候が、

只今の様なる懦弱不埒の風儀にては萬一の事御座候ても、一角御用に相立可申と相見え申候は、近頃、私愚痴無智の者の過言に奉存候得へども、乍恐一萬騎とは御座有間敷と奉存候。

(三三)「於吹上相撲上寛有之吉田善左衛門被差出一件書抜」一四―二一

(三四) 能見正比古「横綱物語」(講談社一九七六、六一頁)。

(三五) 新田一郎「相撲の歴史」(山川出版社一九九四、二〇〇頁)。

(三六)「寛」一四―二一―三乙―三二―一(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(三七)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」二一―一―二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(三八) 同右。

(三九) 同右。

(四〇)「御内意之覚」一四―二一―二五甲三(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(四一)「於吹上相撲上寛有之吉田善左衛門被差出一件書抜」一四―二一―四乙―一八(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(四二)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」二一―一―二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(四三) 新田一郎「相撲の歴史」(山川出版社一九九四、一七二頁)。

(四四) 日本史新協会編「現代華族譜要」復刻版(東京大学出版会一九七六、二七一頁)。

(四五)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」二一―一―二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(四六) 同右。

(四七) 同右。

(四八) 齊藤月岑「増訂武江年表」(江戸叢書刊行会一九一七、一三七頁)。「相撲興行之日数、昔は晴天八日成りしが今年三月二十八日より深川八幡境内において興行ありしより十日と成りし出」。

(四九) 鈴木棠三・小池章太郎編「近世庶民生活史料藤岡屋日記」第一卷(三一書房一九八七)

「嘉永六年二月十六日、於両国回向院境内勸進相撲興行、鎮岩小柳大関にて、勸進元伊勢海村右衛門、晴天十日興行、雨天及暮府行事等重なり四月四日に千秋楽」。

(五〇)「秋角力始まる日から山の雲」千林一茶・「青空を見つけて太鼓担ぎ出し」作者不詳。「御免を蒙つてますい空になる」作者不詳。

「月のみか雨に相撲もなかりけり」松尾芭蕉。「江戸中え太鼓で雨を触れ歩き」作者不詳、など、気象変化と相撲興行を詠んだ川柳は数多い。(丸山一彦「一茶俳句集」岩波書店一九九〇・岩田九郎「江戸川柳を読む」有精堂一九九一・佐久間柳居編「芭蕉七部集」岩波書店一九七七)。

(五一) 鈴木棠三・小池章太郎編「近世庶民生活史料藤岡屋日記」第一卷(三一書房一九八七)。

(五二)「口上之覚」一四―二一―三乙―二一(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(五三)「奉願候口上之覚」一四―二一―三乙―一九(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(五四)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」二一―一―二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(五五) 同右。

(五六)「以書付奉申上候」(二一―一―二七「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(五七)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」二一―一―二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(五八)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」二一―一―二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(五九)「御内意之覚」一四―二一―二五甲三(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

託水青文庫蔵。

(六〇)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

「二條様えは中之口御出入ニても、以来年頭署寒之書状勤、且進上物等之儀取申進候様致承知候、兎角此節之一件、二條家を專ニ追風之力ニ相成候様ニト恐察仕御尤存候、然處、全躰堂上方御風儀ニて、假令一端公邊より御裁許ニ相成候事ニても、又々少々模様を相付、再興申事共、追々見合も御座候」。

(六一)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。「…五條家を向差ニして此節限りニ懸離ニ相成候ては、後來又候煩敷事等出来有之候節、二條家を御頼ニて取押えニ相成候御趣意にも可有之候得共、無不穩御家柄ニて、雜孳向迄も兎角金銀之好ミ候家風俗ニて、自然御願筋等申入之節は御出方多可有御座と存候」。

(六二)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。「五條家は御小身ニて御座候得共、御勝手向も宜敷有之候得は、往々御ねたりケ間敷筋煩敷筋有御座間敷、五條家を此方ニ身方いたし置候ハ、往々追風之家筋ニおゐり煩敷儀も致出来間敷見込候得共、向差ニいたし候ては往々之見渡出来兼申候付、善左衛門より後來書状ニても追々何御安否、此節御役人より進上之場を追風より差上候ニ相成る候ても何ぞ追風之弱ミも相成間敷人、五條家之御指揮を受不申候ては成兼候様ニは至間敷相考申候」。

(六三)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。
(六四)「書状」一四—一二五甲一(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(六五)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届

一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(六六)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(六七) 同右。

(六八)「覚」一四—一二三乙六(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。右筆頭は、五條家に京都留守居牧田熊八郎をもつて談判させるため、演述書草稿を背き記しており二條家出入りのメリツトを述べらる。

「善左衛門家之儀、二條様ニハ相撲付て御懸意筋目之儀ニ付、此方様御家来ニ相成候ても彼御家ニハ不相替御通路可申上訳ニ付、たとへ一旦ハ御疎遠相成候ても近來ニても、右之訳を以相願候ハ、如元々御館入可被仰付、二條家え御出入いたし居候へハ、此節五條家杯より如何様ニ申分等差起候ても二條家より忽御裁判ニ相成、何之妨も有之間敷」。

(六九)「覚」一四—一二三乙六(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(七〇)「文政十年八月吉田善左衛門家筋之儀付て江戸町御奉行様え御届一件」一一一—一二七(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(七一) 太田牛一「信長公記巻之中」(甫喜山景雄一八八一—二二頁)。

元亀元年三月三日の項には「其時之行事ハ木瀬藏春庵、天正六年八月一日の項には、行事者木瀬藏春庵・木瀬太郎太夫の名がみえる。又、南部藩には長瀬家があり、長瀬越後が活躍していた。(七二)「相撲方為取締吉田善左衛門出府之処江戸相撲方之者共門入等之一件書拔」一四—一二四乙一〇(熊本大学附屬図書館寄託水青文庫蔵)。

(七三) 新田一郎「相撲の歴史」(山川出版社一九九四—一八四—五頁)。